

平成22年12月甲良町議会定例会会議録

平成22年12月9日（木曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期の決定
追加日程第1 発議第6号 甲良町議会議長の不信任決議（案）
第3 承認第9号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
第4 承認第10号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
第5 承認第11号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例）
第6 認定第11号 平成22年度琵琶湖東北部広域市町村圏協議会収支決算認定について
第7 議案第51号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき、議決を求めることについて
第8 議案第52号 甲良町税条例の一部を改正する条例
第9 議案第53号 平成22年度甲良町一般会計補正予算（第3号）
第10 議案第54号 平成22年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第11 同意第3号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて
第12 委員長報告 甲良町官製談合疑惑等調査特別委員会報告について
第13 請願第2号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する請願
第14 一般質問

◎会議に出席した議員（11名）

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	4番	金澤博
5番	山崎昭次	6番	宮寄光一
7番	建部孝夫	8番	藤堂一彦
9番	西澤伸明	10番	藤堂与三郎

11番 山田 壽一

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川 豊昭	総務課長	山本 貢造
会計管理者	山本 昇	住民課長	山崎 義幸
教育次長	金田 長和	産業課長	茶木 朝雄
企画監理課長	米田 義正	人権課長	中山 進
税務課長	建部 真理子	建設課長	若林 嘉昭
水道課長	陌間 守	住民課参事	川嶋 幸泰
総務課参事	陌間 忍	保健福祉課参事	中川 愛博

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	大橋 久和	書記	宝来 正恵
------	-------	----	-------

(午前 9時10分 開会)

○山田議長 ただいまの出席議員数は11人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成22年12月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 濱野議員および2番 丸山議員を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの7日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの7日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告ならびに提案説明を求めます。

北川町長。

○北川町長 本日、平成22年12月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところをご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

平素は、町政全般にわたりまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案説明に先立ち、若干の行政報告をいたします。

去る12月1日に開催されました全国町村長大会に出席し、行政を取り巻く情勢について内容を深めてまいりました。総括的には、今、地方は経済の低迷、雇用の悪化、財政赤字の増大など、課題が山積している中で、過疎化、少子高齢化社会の到来、農林水産業の衰退をはじめ、地域経済の疲弊といった厳しい状況下にあり、加えて大幅な地方交付税の削減により、自治体の財政は自由度のない厳しい運営を強いられていることを実感いたしました。

このような厳しい状況の中でも地域の個性を最大限に発揮しながら、住民との協働のまちづくりを進め、住民が誇りと愛着の持てる、力強く生き生きとしたまちの実現に向け、全力を尽くす決意であります。

平成22年度も後半4カ月を残すこの時期において、三位一体改革で大幅に削減された交付税を見直すとき、今年度の普通交付税の額は確定し、昨年

度に比べ7,696万7,000円の増額となり喜んでいるところであります。特別交付税にあっては大変厳しい経済情勢が続く中、昨年度が歴年の最高値の4億4,000万円であり、前年同額を確保するのは並大抵ではありませんが、最大限努力をいたす所存ですから、議員各位のご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要を説明申し上げます。

承認第9号は、民間給与との格差に基づき人事院勧告がなされたことにもより、地方公務員についても準拠して改正するもので、甲良町職員の給与に関する条例等の一部改正を専決処分いたしましたので、その承認をお願いするものであります。

主な改正点は、行政職給料表を12月から、中高年齢層を対象に0.1%の引き下げ、期末勤勉手当を0.2カ月の引き下げ、55歳を超える6級の職員の給与月額を1.5%引き下げ等を行うものであります。

承認第10号は、民間給与との格差解消のため、期末勤勉手当を年間0.15カ月引き下げる人事院勧告に基づき、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正を専決処分いたしましたので、その承認をお願いするものでございます。

承認第11号は、前号と同様に期末勤勉手当を年間0.15カ月引き下げる人事院勧告に基づき、甲良町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部改正を専決処分いたしましたので、その承認をお願いするものであります。

認定第11号は、平成22年9月30日をもって解散いたしました琵琶湖東北部広域市町村圏協議会の収支決算について認定をお願いするものです。

議案第51号は、彦根市と締結した定住自立圏協定書に人材教育や圏域経済の活性化並びに雇用の創出および各項の項目を追加することにつき、議会の議決をお願いするものです。

議案第52号は、預貯金金利の低下および滋賀県下市町の状況も考慮して、町民税および固定資産税の前納報賞金の率の減額をお願いするものです。

議案第53号は、平成22年度甲良町一般会計補正予算で、5,578万2,000円を追加し、補正後の予算額を38億311万4,000円とするものでございます。主な補正項目としましては、総務管理費では契約管理システム変更業務等の増額、社会福祉費では、福祉医療費保健センター施設修繕費、広域連合負担金等の増額、児童福祉費では、保育園施設修繕費等の増額、保健衛生費では、子宮頸がん等予防接種料補助金の新設による増額、農業費では、環境こだわり農業支援補助金等の増額、道路橋梁費では町道維

持補修の増額、消防費では消防団員退職報奨金等の増額、教育総務費では小学校障害児対策工事費等による増額、小学校費では、空調機点検、施設修繕等の増額、その他選挙費、中学校費、社会教育費、給食センター費等の補正でございます。

議案第54号は、平成22年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、1億7万3,000円を増額し、補正後の予算額を9億9,912万5,000円とするものでございます。

主な内容としまして、療養諸費では医療費等の増額、高額療養費では医療費の増額、共同事業拠出金では保険財政安定化拠出金等の増額によるものでございます。

同意第3号は、任期満了に伴う甲良町公平委員会委員の選任につき、再任の同意を求めるものでございます。

以上、簡単であります。本日提案いたしました案件についてその概要を申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決等を賜りますようお願いを申し上げて提案説明とします。

なお、昨日の全員協議会の方で報告をさせていただくとよかったです。本会議の冒頭で、昨年7月9日、いわゆるライフサポートセンターおよび呉竹センターの入札がございました。そのことの結果、当百条委員会でいろいろ調査をされた中で、浜野工務店の建設業法違反が発覚したというようなことでもございました。このことについて行政の野瀬主監が入札審査会の会長でありまして、会長以下、現在4名の課長が審査委員のメンバーというようなことで、いろいろ審査をしていく中で建設業法違反について業者のみならず、審査会のメンバーもそこら辺のチェックが十分できていなかったということに対する行政のミスもあるというようなことで、野瀬元主監は既に退職をされておるといようなことでどうしようもないんですが、山崎課長、中山課長、茶木課長、米田課長は当時の審査会のメンバーというようなことでもございまして、去る12月1日で文書訓告という形で、平成22年7月の福祉空間施設建設指名競争入札において、甲良町建設工事指名基準で下請限度額に関する建設業法上のことについて町内建設業者あて通知されているとはいうものの、入札審査会での配慮が欠け、行政不信を招きかねない結果となった。この事案を教訓として入札システムの改革、再発防止に努めることを指示し、文書訓告とするというようなことで発令をさせていただきましたので、併せてご報告を申し上げたい、このように思います。

（「議長、発議」の声あり）

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 発議6号を提案します。

それでは、発議第6号。

○山田議長 ちょっと待ってください。

ただいま西澤議員の方から議会議長の不信任案決議の案で発議がございました。

この発議に対しての提案理由の説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 その前に、地方自治法の規則、それから議会規則でも議案の審議が始まったと同時に対象となる議員は地方自治法117条に基づいて除斥となります。この手続をしていただきますよう、お願いいたします。

○山田議長 書面にての賛同者が5名おられますので、この発議は成立いたしております。

直ちにお諮りをいたします。

この発議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の方はご起立お願いいたします。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数ですので、この発議を直ちに議題とすることに決定いたしました。

議事進行上、副議長と交代をさせていただきます。

○金澤副議長 ここでしばらく休憩いたします。

(午前 9時25分 休憩)

(午前 9時40分 再開)

○金澤副議長 では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 山田議長の不信任決議(案)の発議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって山田議長の退場を求めます。

(山田議長 退場)

○金澤副議長 続いて、西澤議員の提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、提案させていただきます。

発議第6号 甲良町議会議長の不信任決議(案)。

上記の議案を地方自治法第112条および議会規則第14条の規定により提出します。

平成22年12月9日。

甲良町議会議長 山田壽一様。

提出者 甲良町議会議員 西澤申明。

賛成者 甲良町議会議員 建部孝夫。

賛成者 甲良町議会議員 藤堂一彦。

賛成者 甲良町議会議員 藤堂与三郎。

賛成者 甲良町議会議員 木村修。

賛成者 甲良町議会議員 宮寄光一。

文案を朗読させていただきます。

甲良町議会議長の不信任決議（案）。

本議会は、甲良町議会議長山田壽一君を、以下の理由により議会を代表する議長として到底信任できない。

1つ、議員相互（11人）における1年交代の申し合わせを破った上に、本年2月臨時議会では議長辞職勧告決議、同9月定例会では議長不信任決議が可決されたにもかかわらず、居座り続けていること。

2つ、町外から視察に来られた方の歓迎など、各種公式行事に議会を代表し参加しなければならないにもかかわらず、欠席が頻繁となり、対外的な議会代表の公務を果たしていない。

3つ、中立・公正であるべき議会運営のかなめとしての役割を放棄している。

9月議会以降明らかになった具体事例を以下に2点挙げました。

1つは、官製談合の関与疑惑がさらに深まり決定的となった。8日議決された官製談合疑惑等調査特別委員会調査報告書では、客観的な事実や合理的な証言等をもとに、山田議長が仲介の役割を果たし、浜野工務店の指名選定を働きかけ、浜野工務店が落札できるよう役割を果たしたことが強く推認されると結論づけられた。

2つ、官製談合疑惑等調査特別委員会が濱野議員に対する記録提出請求の議決を受けて、議長は無条件に記録提出請求書を送付しなければならないにもかかわらず、議長は職員に送付を指示しなかった。これは、議長の義務を果たさず怠慢であるだけでなく、疑惑解明の調査を妨害したものである。のみならず、公印不正使用事件にすりかえようとしている。

大きい4つで、上記で述べたとおり、議会の品位と公正さを著しく傷つけている。

以上、決議する。

平成22年12月9日。

甲良町議会。

併せて、ぜひとも今度のこの議案に、発議に賛同いただきますよう、私からの理由を述べておきたいと思えます。

1つは、ここの理由の中にあります官製談合疑惑の問題でもある記者が言っておられました。町のトップと、それから入札担当の最高責任者と、そして議会の代表の正副がこの官製談合疑惑に直接かかわった疑惑を持たれる。

こういうことは前代未聞、そして全国を探してもなかなかないんじゃないかと、こういうことがある記者から語られていました。

そういう点からも、この官製談合疑惑の調査をするに当たって説明が進み、きのうの結論に至ったわけですけれども、町民は甲良町議会が町民とともに、また行政のいいことは評価をしながら、また正していくべきことは正していく、こういうまともな議会運営がされることを切に望んでいるところです。そういう点でも、そのことを筋道を示していく、そういう役割を果たす議会でありますので、ぜひとも議員の皆さんのこぞっての賛同を本当に心から呼びかけて提案説明といたします。

○金澤副議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○金澤副議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。
濱野議員。

○濱野議員 1番 濱野です。

ただいまの不信任決議(案)に対しまして、私は反対討論をいたしたいというふうに思います。

今ほど西澤議員の方から3、4点というようなことで、こういった理由で信任ができないというような理由を述べられたわけですが、まず1番目の申し合わせ等々に関することにおきましても、先般不信任案が出されたときにも、決して1年の申し合わせというのは私どもも決めた記憶もございませんし、何度も言いますけれども、新人議員が多いというようなことで1期4年間は古参の議員の方で議長を持っていただくというような紳士協定はされたように記憶をいたしております。

そういった中で、数少ない古参議員の中でお話し合いをされた結果が山田議長というように、逆にお願ひされて今議長をやっておられるというようなことで私は認識をいたしております。

また、2番目の対外的な公務を果たしていないという部分でございますが、彼は本当に責任感の強い人間でございますが、たまには用事があって欠席されたこともあったかと思いますが、私の認識しているところではほとんどそのようなことはないように思っております。

それと、3番目の部分でございますが、ただいまも官製談合疑惑の百条委員会も間もなく終結をいたそうということになってございますが、報告書もできて、それぞれのお考えはあるかもわかりませんが、百条委員会で報告書を作成されたということに対しましては、それに対してどうのこうのという

わけではございませんけれども、結果がはっきり出てからやられたらどうかなというふうに私は思っております。こういう推認されるであるとか、こういう思いが強いであるとか、はっきりした事実関係が明らかになっておらないと私は認識をいたしております。告発されるならされて、そこでしっかりと調べがついてから、その時点ではっきりと議長の方も私も、そういうようなかかわっているのならはっきりと議員をやめるというようなことをおっしゃっていますので、そういったことをはっきりとされてからこのような提案をされたらどうかなというように思っております。

それと、3番目の2番目の部分なんですが、きのうも公印の不正使用という部分で議長の報告がございました。実は私のところに届いた書類でございましたけれども、速達で、本当に提出日の1日前に届きまして、なぜこんなに急な書類なんやというようなことで議長に問いましたら、私は一切決裁はしていませんよという。何でそんな決裁をしていないのに印鑑を押して届くんやというようなことで私が電話をいたしたところでございます。そんなおかしいなということで早速事務局に確認するわというようなことで、大橋局長の方に確認をされたというふうに聞いております。

本当に議長の方は、書類が回ってきて何も押さへんというようなことは言うてへんのやけど、もうちょっとわからんさかいに委員長に、もう少し詳しく説明なり、こういう意味でこういうことに使いたいから、こういう書類に添付をしたいからとかいうようなことで出していただきたいというようなことで思いを局長として連絡をしたというようなことをお聞きいたしております。一切がそういうような返答も何もなかったというようなことで保留のままであったと。

というようなところで、議長も、局長も交流会でお休みやというような間に、11月26日に藤堂委員長が事務局に来られて、誰かに議長の公印を勝手に押ささせたということがどうも発覚といたしているところでございます。

そういったところらで、すりかえようとか、何かそんな文言で書いてございますけれども、全くそういう意図はございませんと思います。逆に言うたら、ただ、これは百条委員会の文書であれ、公の文書であれ、勝手に公の印鑑を誰らがいんから、わしが責任をとるから押せと言うたって、そんなことって本当にいいんですか。私はちょっと、かなり疑問に感じています。

そういったことも含めまして、本日提案をされました内容につきまして、私は反対討論をいたしたいと思えます。

○金澤副議長 ほかに討論はありませんか。

建部議員。

○建部議員 今、濱野議員の反対討論を聞いていました。非常にうそっぱちと

うか、ちょっとその内容に憤りを感じるぐらいですが、西澤議員を除く11人が北川前議会議員のおうちで皆さんが初議会を迎えるときに、事前に打ち合わせの会合を開きました。そのときに、議員役職1年の申し合わせというか、そういう打ち合わせをしました。そして、何を隠そう濱野議員も副議長1年で辞職をして、今、金澤議員が副議長ですが、1年でやめられているということは、その1年の申し合わせ事項を自分自身が実行に移している、ということからして1年というのはあなたの心の中にも、そのことはきちんと描かれていたはず。そのことによってあなたは1年で交代しております。

るるその3つ、4つの例を出して言っていますが、私はとやかくそのことについて申し上げませんが、一例を申し上げます。

11月29日、三重県は木曾岬町という町が、議員さん約8名が行政視察に甲良町に見えました。当然議長は甲良町の代表でありますし、甲良町議会の顔でありますから、歓迎のごあいさつなり、歓迎を込めて丁重にお迎えをする立場であります。私は、予算決算常任委員長としてその議員の方々の行政視察の目的の内容である研修の内容にそのことがありましたので、所管の常任委員長としてその会議に出席をしました。

議長いわく、建部の顔も見とうないのでその視察には出席しないというのが理由ですっぽかましたんです。これは事実なんです。11月29日、これ、議長のどういう行動なんですかね。私は建部の顔が見とうないので、その行政視察は出席しやへんと、そう言うてこの事務局へ電話がかかってきた。子どもじみた、何とおろかな失態でありましようか。これが甲良町の議長です。私は1人、事務局長もいましたが、木曾岬町の議員さんとの応対をいたしております。

議員の皆さんもご承知でありましようが、甲良町議会がよそさんの町なり市に行政視察で訪れることがあるんですが、どこの町でも市でも丁重なもてなしを、ところによっては首長が出たり、正副議長はもちろんのこと、常任委員長までその会合に出席していただいて、そういうもてなしを受けております。

甲良町議長と所管の委員長だけでも本当は寂しい限りなんです、そのこと自体、議長そのものが顔そのものがわずかというか、本当にこのおろかなというか、建部の顔が見とうないのでその会合に行かないって、こんな発想がどこから来るのか。こういうことが実態なんです。

だから、私、今の非礼を披瀝して賛成討論といたします。

○金澤副議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○金澤副議長 ないようですから、これで討論を終わります。

追加日程第1を採決いたします。

お諮りいたします。

西澤議員の発議に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○金澤副議長 ご着席ください。

起立多数であります。

よって、西澤議員の発議は可決されました。

ここで、山田議長の入場を許します。

(山田議長 入場)

○金澤副議長 ただいま山田議長が入場されました。

ご報告します。

西澤議員の発議は、起立多数によって可決されたことを報告いたします。

山田議長から、ただいまの報告に対しましてご意見はありませんか。ありましたら、発言を許可いたします。

山田議員。

○山田議員 11番 山田でございます。

このような結果になったのは真摯に受けとめておりますし、今後いろいろ考えさせていただきまます。

また、この理由を読ませていただきますと、私は自分ではこのようなこと、そして自分の思いと相異なっていることをご報告いたしまして、私の方で検討させていただきます。

以上です。

(「議長、議事進行」の声あり)

○金澤副議長 西澤議員。

○西澤議員 山田議長の熟考を求めるため、じっくりと考えていただくため、暫時休憩を求めたいと思います。よろしく申し上げます。

○金澤副議長 ここで、しばらく休憩いたします。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○金澤副議長 休憩前に引き続き、開会いたします。

山田議員、何か意見はありませんか。

山田議員。

○山田議員 11番 山田です。

この辞任云々のことについてですか。

○金澤副議長 はい。

○山田議員 一応考えさせていただいたんですけれども、1番の理由、これも何かの議員さんはよくご承知だと思っておりますし、私がかねがね言っておったとおりのことが起こっておったんでございますし、この2番目の欠席が頻繁となりという、議会代表の公務を果たしていないというようなことも、私自身、前回の11月29日、所用で欠席はさせていただいたんですけれども、そのほかに私の勝手に欠席した覚えもございませんし、3番目の中立・公平であるべきというようなことの中で、私は仲介、そしてまた浜野工務店に働きかけとか落札できるような役割とかいうところも、一切自分には身の覚えもないこととございますし、そしてまた、記録提出の請求でございますけれども、議長は拒めないということはよくよく承知はしております。そこで私は、きのうも申しましたとおり、公正・公平な立場で委員会が除斥になっている立場上、委員会の会話の中、論議のことを聞かせていただき、本当に必要な書類であれば決裁しましたし、なぜ報告書案ができていのに書類が要るのかなというような疑問も持っておりました。その書類がどのような内容だというようなことは、私はまだ見ておりませんし、大まかじゃなしに、少しのことは聞いてありますけれども、まだ見ておりませんし、委員会の誰かが見られてそういう問題があったのではないかと。そういう問題を指摘していただければ、こういうところがあかんから提出しなさいというような指示もできましたし、一切拒むようなことはしておりません。

また、29日でも、そのような理由が聞かせていただければ早急に決裁して、30日の提出とありましたので、早急に間に合うこともできたと思っております。

そして、私はまだ間に合うような時期にもかかわらず、私の議長印を使用して、濱野議員にそのような決裁済みの書類を提出したという事実がございました。そこでまた私の責任として究明、追求をしていかなければならないという思いを持っておりますので、今、この場で辞職ということは申し上げるわけにはいきませんので、どうぞご了承いただきたいと思っております。

以上です。

○金澤副議長 山田議員の発言が終わりましたので、ここで議長と交代いたします。

○山田議長 議長を交代させていただきました。

次に、日程第3 承認第9号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 承認第9号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

平成22年12月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○陌間総務課参事 承認第9号 甲良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について承認をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

専第9号 平成22年11月30日付で専決処分をさせていただきました甲良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

次のページをお願いいたします。

今回の改正は人事院勧告に伴う改正でございまして、第22条は期末手当の規定で、第1項では、付則第16項に規定する職員についても6月1日および12月1日を基準日とする改正です。

第2項、第3項は、支給率を100分の135および100分の80に改正するものです。

第4項は、付則第16項に規定する職員についても適用する改正でござい

ます。第23条は、勤勉手当の規定でございまして、第1項で付則第16項に規定する職員についても6月1日および12月1日を基準日とする改正でござ

います。第2項は支給率を100分の65および100分の30に改正するもので

す。第31条は、職員の給与から控除できるものの規定でございまして、既に給与から控除している項目について条例に規定がなかったものを今回追加するものでござ

います。付則第14項は、病気休暇等による給料の半減の規定でございまして、感染の危険性の高い病気になった場合、就業禁止の措置を追加するものでござ

います。付則第16項は、特定職員の給与の減額の規定の新設でございまして、特定職員とは行政職給料表6級の職員であり、その職員が55歳に達した最初の4月1日に第1号により給料月額を1.5%減額するものです。減額した給料が最低号級を下回った場合は最低号級にするものです。

第2号の期末手当、2ページの第3号の勤勉手当についても同様に、1.5%減額した給料により算定するよう改正するものでござい

第4号は、休職者の給与に関する規定でございまして、休職している55歳以上の特定職員についても、アからエの区分に応じ、同様に給料月額から1.5%を減額して算定するよう改正するものでございます。

第17項は、月の初日以外に特定職員になった場合の必要事項を規則へ委任するものです。

第18項は、55歳以上の特定職員の1時間当たりの給与額を算出する場合に、1.5%の減額を行うというものでございます。

次のページをお願いいたします。

第19項は勤勉手当の総額についても1.5%の減額を行うという改正でございまして。

次の表は、人事院勧告に伴い改正する行政職給料表でございまして。

続きまして、6ページの第2条をお願いいたします。

第2条は、平成23年度の期末勤勉手当に関する改正でございまして。

第22条は、期末手当の規定でございまして、第2項、第3項により6月支給率を100分の122.5に、12月支給率を100分の137.5に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第23条は、勤勉手当の規定でございまして、第2項で一般職員および再任用職員の支給率をそれぞれ100分の67.5および100分の32.5に改めるものでございます。

第19項は、勤勉手当の総額の規定でございまして、55歳以上の特定職員について1.5%減額を行うものでございます。

人事院勧告に伴う今年度の減額率を100分の1.0125に、支給率を100分の67.5に改めるものでございます。

第3条は、今回の人事院勧告に伴い、平成18年条例第7号を改正するものです。

付則第7項は、給料の切りかえに伴う経過措置の規定でございまして、減額対象職員は100分の99.592、新たに減額対象となった職員については100分の99.83に給料の支給率を改定するものでございます。

付則といたしまして、第1項、施行期日、この条例は、交付の日の属する月の翌月の初日、交付の日が月の初日であるときはその日から施行する。ただし、第1条中甲良町職員の給与に関する条例、付則第14項の改正は、平成23年1月1日から、第2項の規定は、同年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置でございまして。

次のページをお願いいたします。

第3項は、平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する読みかえ規定でございます。

第4項は、規則への委任でございます。

第5項、第6項は、給与条例を引用している育児休業条例および職員の勤務時間、休暇等に関する条例の付則の文言の一部を読みかえするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 専決処分の承認を求めることについての議案に、反対の立場で討論をいたします。

人事院勧告の方向そのものが間違っていることを強調しなければなりません。そして、職員給与引き下げの専決処分に反対の立場を表明したいと思います。

1つの理由は、官民格差を殊さら人事院勧告は強調していますが、一般公務員や国民に一切のその責任はありません。

2つ目に、労働者賃金を引き下げれば、企業による賃金引き下げの競争、引き金になりますし、その賃下げ競争を激化させることになります。3つ目には、経済を活発化する。そして、国民本位に活発化させるということから見れば、労働者の賃金が11年間、来年度に入りますともう12年間引き下げっぱなしであります。引き下がった賃金の総額は、今統計を持っていませんけれども相当な金額であります。

一方、大企業の内部留保はこの3年間で見ても、そして10年のスパンで見ても、内部留保金、つまり企業の蓄え金はどんどん増やしています。こういう眠った内部留保金を社会に還元する、国民に還元する、そして、甲良町で言えば甲良町の四方に還元させる。こういう政治の方向が大事なところがあります。そういう点を議案として、人事院勧告の反映として出されています。そういう点から見て容認できないことを表明しまして、反対討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、承認第9号は承認されました。

次に、日程第4 承認第10号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 承認第10号 専決処分につき、承認を求めることについて
(甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

平成22年12月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○陌間総務課参事 承認第10号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例について承認をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

専第10号 平成22年11月30日付で専決処分をさせていただきました
甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご
説明を申し上げます。

次のページをお願いいたします。

第1条関係といたしまして、第3条は、町長等の給与の規定でございます
して、今回の人事院勧告に伴い、12月の期末手当支給率を100分の15
0に改めるものでございます。

第2条関係では、第3条の改正で、平成23年度の期末手当の支給割合を
6月で100分の140に、12月で100分の155に改めるものです。

付則といたしまして、この条例は、交付の日の属する月の翌月の初日、交
付の日が月の初日であるときはその日から施行する。ただし、第2条の規定
は、平成23年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

一般職と比べて特別職は別の考え方を適用する必要がございます。きのうの議案説明の折でも一般職員の平均の減額が今回の改正で、私は改悪と呼びますが、48歳でマイナス9万8,000円となると報告がありました。

一方、特別職は、町長が9万9,000円、議長が4万2,000円、副議長が3万円、議員は2万6,550円となっています。議員の報酬は決して高いとは私は言いません。それで生活をするということから見れば不十分な点がございます。しかし、議員の立場、そして町民を代表して議案の審議や、それから甲良町の方角を論議する権利を持つ、そういう議員という立場から見ても引き下げはやむを得ないというように思います。そういう特別職の関係と一般職の関係をきっちり区分けをして、人事院勧告はすべてを減額すると言っていますが、この部分、特別職の条例の提案については賛成討論とするものです。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより承認第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第10号は承認されました。

次に、日程第5 承認第11号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 承認第11号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

平成22年12月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○**陌間総務課参事** 承認第11号 甲良町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について承認をお願いするものです。

次のページをお願いいたします。

専第11号 平成22年11月30日付で専決処分をさせていただきました甲良町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

次のページをお願いいたします。

第1条関係といたしまして、第2条は、教育長の給与の規定でございまして、12月の期末手当支給率を100分の150に改めるものでございます。

第2条関係では、第2条の改正で平成23年度の期末手当の支給割合を6月で100分の140に、12月で100分の155に改めるものでございます。

付則といたしまして、この条例は交付の日の属する月の翌月の初日、交付の日が月の初日であるときはその日から施行する。

ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

以上、よろしくをお願いいたします。

○**山田議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**山田議長** ないようですから、質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**山田議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**山田議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第11号は承認されました。

次に、日程第6 認定第11号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**大橋事務局長** 認定第11号 平成22年度琵琶湖東北部広域市町村圏協議

会収支決算認定について。

琵琶湖東北部広域市町村圏協議会を平成22年9月30日をもって解散したので、同規約第30条第2項の規定により、平成22年度琵琶湖東北部広域市町村圏協議会収支決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

上記の議案を提出する。

平成22年12月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

企画監理課長。

○米田企画監理課長 認定第11号 平成22年度琵琶湖東北部広域市町村圏協議会収支決算認定について。

琵琶湖東北部の広域市町村圏協議会を平成22年9月30日をもって解散いたしましたので、当規約の30条第2項の規定により、監査委員の意見をつけ認定を受けるものです。

それでは、平成22年度琵琶湖東北部広域市町村圏協議会収支決算書について説明します。歳入の部、歳入歳出につきましては、収入額のみ、また支出額のみ説明させていただきます。

歳入の部、繰越金33万6,740円、これにつきましては前年度繰越金でございます。雑入につきましては51円、預金利子でございます。合計、歳入額が33万6,791円。

歳出の部でございます。会議費におきまして3,622円の支出ということで、総会および幹事会の費用でございます。歳出の合計は3,622円でございます。歳入合計を歳出の合計を差し引いた額が33万3,169円でございます。これにつきましては負担金の残余额ということでございまして、裏面にあります監査報告書でございます。

当規約第30条第2項の規定に基づいて、平成22年9月30日をもって打ち切られた当協議会会計収支決算に係る帳簿および証拠書類全般にわたり慎重に審査したところ、いずれも適正に処理していると認めましたので、ここに報告するという事で監査委員の報告書をつけさせていただいております。

以上、よろしく願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第11号は認定されました。

次に、日程第7 議案第51号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第51号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき、議決を求めることについて。

彦根市と締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更することにつき、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成22年12月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

企画監理課長。

○米田企画監理課長 議案第51号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき、議決を求めることについてを説明させていただきます。

彦根市と締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更することにつき、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決にすべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書をお願いいたします。

内容につきまして説明させていただきます。

協定書の変更内容につきましては、まず、湖東定住自立圏の取り組みとして、教育の政策分野における人材の育成、また、産業振興の政策分野における圏域経済の活性化ならびに雇用の創出および確保、有害鳥獣対策推進の3つの施策を今回協定に追加することが主なものでございます。

それでは、協定書の変更の部分です。平成21年10月4日、彦根市と甲

良町との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結するものでございます。

第3条第1号ウおよびエを次のように改める。

第3条のウ、教育の政策分野について、これまで図書館の連携という1つの施策であったものを、今回の協定変更で新たな施策を追加することから、施策の区分を設けることとし、(ア)で、圏域内図書館相互の連携および拠点図書館の整備による図書サービスの充実という施策名を明記するとともに、それに伴う取り組みの内容、甲乙の役割の前につける付合をそれぞれ変更するもののほか、字句修正を行うものでございます。

次に、(イ)で人材の育成につきましては、協定に追加する施策であり、次代を担う子どもたちが確かな学力や豊かな心を身につけ、地域社会に貢献できるように人材の育成モデルを構築することとしています。

具体的には、科学教育や国際教育の充実のほか、体験活動等を実施するとともに、こうした取り組みを支える指導者の育成等を図るもので、中心市と周辺町が協力して地域社会に貢献する人材の育成を図ることとしています。

次に、政策分野エ、産業振興につきましては、これまで観光振興という1つの施策であったものを、今回の協定変更で新たな施策を追加することからそれぞれの施策を区分して記載することとしています。

(ア)、圏域経済の活性化ならびに雇用の創出および確保につきましては、これまで審議会や共生ビジョン懇談会の代表者会から定住自立圏で取り組んでみてはどうかというご指摘もあったもので、共生ビジョンに記載し、定住自立圏として取り組むことで地域企業立地促進等補助事業について補助採択の際一定程度配慮されるという経済産業省の支援策等があることから、今回協定に追加するものでございます。

施策(イ)、観光振興および交流促進につきましては、これまでの取り組みの内容を変更するものではありませんが、政策分野、産業振興に位置づける施策を追加することから施策名称を端的な表現にするとともに、取り組みの内容および甲乙の役割に農山村と都市との交流促進を明記するほか、それぞれの項目の前につける符号を変更するものです。

施策(ウ)、有害鳥獣対策推進につきましては、これまで甲西町の議会からご指摘もあり、鳥獣の生息する山は市町の境界をまたいで連続していることから、圏域の連携事業として今回協定に追加するものです。

有害鳥獣による農林産物の被害防止や日常生活の不安解消のため、各市町で取り組んでいる従来の有害鳥獣対策に加えまして、圏域内の連携した捕獲活動や農林産物の被害防止活動に総合的に取り組むものでございます。

中心市および甲西町が緊密な情報交換を行い、有効な鳥獣害対策を実施す

ることとしております。

政策分野カにつきましては、ごみ処理につきましては取り組み内容の変更を行うものではなく、事業実施主体が平成22年3月1日から新たに愛荘町が加入した彦根・愛知・犬上広域行政組合となったことから同組合の名称を明記するとともに、甲乙の役割について同組合および1市4町が連携してごみ処理の広域化に取り組むこととしております。

以上が、湖東定住自立圏形成協定の変更の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

この定住自立圏形成協定の変更の議案であります。私はもともと地方を切り捨てる、こういう方向を持つ道州制の布石となる1つとなることを指摘をしてまいりました。

2つ目には、制度的にも内容的にも、中心市がマネジメントを行う、こういう制度の構築、枠組みであります。

そういう点から見たら、彦根市主導がさらに幅を増やしてくるようになります。それから、彦根市言いなりになりかねない危険性をはらんでいることを常々思っております。そういう危険性があることをしっかりと指摘をした上で、一つ一つの事業が町民の利益にかなっているかどうか。これを吟味し、一律に反対しない立場を私たちはとっています。

そういう点から見れば、今回の変更内容の中の1つ、鳥獣害の対策の推進について連携を強める、こういう方向が出されました。これは大いに評価をして、その実効性がある点でも立案と、そしてその立案を裏づける財政的な裏づけを県と国に積極的に要請をしていく必要がありますし、その連携が実際の効果を得ていく、こういう取り組みが必要だと思います。

2つ目に、今回設けられました、新しい項としてつけられました農村と都市との交流の促進、これについても先ほど述べたことと同じように、実際には都市部に集中する人口の流れは変わっていません。

しかし、NHKの特集番組で、なぜ滋賀県が増えるかというのをちらっと見ていたことがあります。さまざまな取り組みで滋賀が注目を集めています。そのうちの1つが人間の自然回帰でありますし、農工に携わることを求

める方たちのUターン、ないしは田舎志向がされていることが、少し私は見ただけであります、そういうのは今求められているところでもあります。

そういう意味で、この立案、そして実行には有効性を活かす位置づけで、甲良町と、それから連携する周辺の町の連携が非常に大事だということを今後の立案でぜひとも実施をしていただきたいし、また、町民とのパイプ、相談を密にさせていただきたいことをつけ加えたいと思います。

そして、人材の育成は、これはやはり大きな市のところで、例えば教育行政や、それから人事管理、管理が強化される、こういう危険性もはらんでいます。そういう点でも十分注意しながら彦根市のマネジメント、それから制度的にも中心市の役割を果たすということになるわけですが、周辺町との協議があるものの、実際には周辺の意見をじっくり聞くというところに、また財政的な彦根市が裏づけをする、県・国がその裏づけをするという点では非常に心もとないところがありますので、そこを押さえながらやっていくことを求めて、この変更協定には反対討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第51号は可決されました。

次に、日程第8 議案第52号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第52号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成22年12月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○建部税務課長 議案第52号 甲良町税条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

第42条第2項につきましては、個人の町民税の納期前の納付、次の70条第2項は、固定資産税の納期前の納付、いずれも前納報奨金に関する条文

でございます。

改正内容といたしましては、いずれも2期目以降報奨金なしを明確にするための文言の整理と交付率100分の0.5を100分の0.3に、限度額10万円を5万円に改めるものでございます。いずれの条項も施行期日は平成23年4月1日でございます。よろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

金澤議員。

○金澤議員 4番 金澤です。

今、税務課長から説明がありましたけれども、去年は5%、今年は3%と2%減っていますね。2%減ったということは、将来に向けて前納報奨金制度を廃止するという方向で2%下げたんですか。もしそれがそういう方向性で2%下げたのならば、今後何年ぐらいで前納報奨金制度を廃止するのか、2点質問いたします。

○山田議長 税務課長。

○建部税務課長 平成22年にも一度改正をお願いしたものでありましたが、そのときは反対でありましたので、今回改めてもう一度改正させていただきました。それについては、県下の状況を見ますと、甲良町はちょっと率が高いということもありましたし、貯金金利の低下もあることで、一応県下の市町村の状況を見まして今回の段階的な改正を行いました。

次年度以降につきましては、県民税が年金特徴や給与特徴者がありまして、その方については前納制度がありませんので、廃止方向に持っていきたいと思います。

固定資産についてはまた近隣の町村や県下の状況を見守りながら改正を検討していきたいと思います。よろしく申し上げます。

○山田議長 よろしいですか。

ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 私は、この前納報奨金制度には以前から異議を訴えているわけですが、今回は5%から3%、2%でありますけれども将来に向けての一定の廃止の方向ということで踏み出したことについては評価いたします。

しかし、前納報奨金制度というのは、やはり税金というのは国民の義務であります。納税は国民の義務であります。

そして、2点目は、この制度は裕福な人、すなわちお金に余裕のある人の制度だと私は思っております。というのは、この制度を知っていても前納報奨金制度を活用できない人が沢山います。というのは、今の経済情勢の中の厳しいときに、今、皆さん4回に分けて分納しています。そういうことを考えれば、この前納報奨金制度は平等性じゃない。やはり裕福な人の一部の制度だと私は思っています。

3点目は、議会でも滞納整理の問題はいろいろ意見も出されておりますし、そしてまた、滞納整理のプロジェクトもつくって滞納整理も行っていろいろ改正もしています。去年もいろいろ実績も上がっています。しかし、この制度が、一生懸命職員が集めたお金が前納制度によって、報奨金制度によってそのお金が何百万も消えていく。しかし、それは集める職員に対しては、この制度があっても、我々はこれだけ集めてきても前納報奨金制度があるからそっちへ消えていく。本来ならばそのお金は行政の残っていないとならない金です。だから、その3点を今後留意して、来年以降の廃止に向けて取り組んでいきたい。

しかし、今回はやはり5%から3%、これを反対すればまた元の10万円に返ってきますので、今回は苦渋の選択ですけれども、賛成討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

木村議員。

○木村議員 3番 木村です。

賛成討論をさせていただきたいと思います。

この案件は、去年あったんですが、あのときに賛成討論をしなくても多分通るだろうというふうにとちよつと私の中で思っていましたので、ところが実際だめだったということで、去年来私の胸の中にずっと残ってありましたこととでございます。

あのときに思っていたのは、今日も表を出していただいておりますが、実績というところで、いわゆる町民税、あるいは固定資産税の2,500円未満という報奨金の方々がほとんどだと思います。だから、これだったらあのときに思っていたのは、去年に思っていたのは、ちょうど私が前教育長とたびたびお話しさせていただいたことがありまして、昨今発達障害児が増えているというようなことを学校の方から聞いておりました。私の知り合いにもおられます。だから、そういったところで小学校1年生から2年生に上がることによって、先生が1年生のときは2人おられたのに2年生になったら1人になるんやというようなことで、2年生になって1人の担任になったときには、発達障害児には目が行き届かないということで、それやっ

たらというふうな頭がありましたので、この報奨金等を合わせましたところ、やはりその報奨金ではなくてそちらの方にもお金が回ったらなというような思いがありましたので、そのことをずっと胸に突っかかっておりましたことを、今日賛成討論として発表させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

藤堂与三郎議員。

○藤堂与三郎議員 私も前納報奨金制度について討論をいたしたいと思います。

町の提案理由にもありますけれども、税収の早期確保、事務の簡素化、納税意欲の向上と挙げられていますが、住民側から見ればささやかな節税対策であり、みずから進んで住民としての義務を果たす、滞納しないという自負のもとに利用されておるのかと思っております。利用制度者と見ても、5,000円未満、今、木村議員が言われましたけれども、それが90%を占めているというような現状があります。

また、限度額も本年は10万から5万円に減額され、率も3%に減額されております。町の減額が減っておるということは、逆に言いますと、住民側にはメリットが少なくなったというようなことも言えるんですけれども、しかし、町の努力として住民は本当に歓迎するものと確信をいたしておりますし、また、財源でありますけれども、先ほど公務員の給与改正が可決されました。私はもともと特別職の給与、公務員の給与改正には昨年まで絶対反対の立場で賛同はいたしませんでしたが、今回はあえて賛同いたしました。

と申しますのに、甲良町の職員、特別職の給与等の改正で生み出された財源が、議運の説明では約1,000万あるというようなことでございました。それを報奨金制度が実施され、そういうことがアピールされれば、利用者は町職員に対する評価は絶大なるものになってまいりますし、また、今、金澤議員の質問の中で明らかにされましたように、行政は廃止の方向で進むということでもありますけれども、廃止の方向で進むのであれば、2年ぐらい前からはしっかりと広報等で住民に周知徹底をした上で、何年何日から廃止をさせていただきますというような周知徹底をしてから進んでいくようお願いをしたいと思います。

また、滞納防止とみずから進んで納税する心意気を残すためにも、議員の皆さん方の賛同をお願いしまして、私の賛成討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 きのうの議案説明の中で、今日、提案理由の2枚の説明書が配ら

れましたが、これを見ていますと、私は前納報奨制度の、ここにあります簡素化と、それから併せて納税意欲の向上を図ること、これは残していくべきだというように思います。そこで、限度額がどういう程度かという点での吟味が必要だと思います。

そこで、表をいただきましたが、今回改正になる部分が限度額5万円です。例えば、固定資産税で言いますと、現在は交付奨励金は10万ということは、逆算しますと200万以上の固定資産税の支払い者というように計算されるかと思いますが、こういう方が大きな土地を所有し、また、機械設備を持っている工場、きのうの全員協議会のときに説明された文章と若干違うかなというように思います。そういう点では、今回の限度額が節度を持って5万円に引き下げられて制度を残す。そして、交付の計算を100分の5から100分の3に改めるということであります。2人の議員がいみじくも指摘しましたが、5,000円未満ですと90%の方々が納付をされる。それから、2,500円未満の方でそれぞれ市町県民税については7割を超えと思いますが、固定資産税についても5割を超える、6割を超えるような状況だというように見えます。こういう点から見たら、この2,500円未満の節税、交付を受けるということで励んでいただいている方が1,039人、そして県民税では198人、こういう方々が町に協力しようという意思表示をされている点でも、私は大いに評価をしていく必要がありますし、前納報奨制度そのものを存続しながらどういうあるべき姿かというところで検討を進めて今後いつていただきたいということを申し述べて賛成討論といたします。

○山田議長 ほかに討論の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第52号は可決されました。

次に、日程第9 議案第53号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第53号 平成22年度甲良町一般会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

平成22年12月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、議案第53号 平成22年度甲良町一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

お開きをいただきまして、今回の補正につきましては5,578万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を38億311万4,000円にお願いするものでございます。その内容につきましては第1表 歳入歳出予算補正、地方債の補正につきましては第2表にて説明を申し上げます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入。9款 地方交付税、補正額2,700万円の追加、12款 使用料及び手数料32万2,000円の追加、13款 国庫支出金569万9,000円の追加、14款 県支出金1,099万1,000円の追加、19款 諸収入147万円の追加、20款 町債1,030万円の追加、歳入合計につきましては、補正前予算額37億4,733万2,000円に補正額5,578万2,000円を追加いたしまして、補正後の予算額を38億311万4,000円にお願いするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳出。2款 総務費、補正額322万2,000円の追加、3款 民生費1,963万9,000円の追加、4款 衛生費879万6,000円の追加、6款 農林水産業費30万5,000円の追加、8款 土木費190万円の追加、9款 消防費213万6,000円の追加、10款 教育費1,978万4,000円の追加、歳出合計は歳入合計に同じでございます。

4ページの地方債補正でございます。

地方道路整備事業債、補正前が1,830万円、補正後が830万円、一般補助施設整備事業債、1,030万円、東小学校障害児対策事業債、1,000万円でございます。合計、補正前4億1,915万3,000円、補正後4億2,945万3,000円でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 きのうの議案説明の折に説明いただきました。その上で、これで

3年ほどですか、灯油購入等の補助、この制度を続けていただいております。今回の12月の補正で、冬の時期を迎えるにあたって灯油の購入補助、この制度を導入することについては、いわゆる補助制度を継続することについてはどういう庁舎内で検討がされているのか。このことも検討されたのか。ないしは、来年に入って手当てをされるのか。見通しと検討状況をお尋ねいたします。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 ご指摘いただきました灯油購入費補助金の関係でございますけれども、今回の補正予算には計上されておりません。また、現時点では、その制度について審議をさせていただいているということは今のところないということをお伝えしたいと思います。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そうすると、当初予算でも計上されていないというように思いますが、その認識でよければ答弁いただいて、去年、それからおとし、3年続いたかというように思いますが、灯油等の購入補助を、制度を入れないというようになった経緯と理由についての説明をお願いいたします。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 おっしゃっていただいている補助でございますけれども、毎年単年度、単年度で検討をいたしまして、財源等も勘案しまして予算のお願いをする、そういうふうなことをしております。現時点ではまだそういうふうなことをさせていただいていないというものでございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、対象の方も大変、実質、私、手元にありませんのでいいかげんなことは言えませんが、実施をされたご家庭は喜んでおられます。反面、若干受けられなかった方と受けた方とのトラブルも境界線であるのは事実であります。

しかし、税金を納めている。また、その地域に暮らしている私たちの中で、町がそういう温かい手当てをする。灯油を購入するについてのわずか、若干ではありますけれども補助があるということは、心の中に温かいものがあるんです。そういう点でも今後の検討課題、残していると思いますので、検討の状況、また検討の余地ありと思いますので、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 お答えになるかわかりませんが、従来からこの灯油購入補助につきましては、灯油単価が高騰していると、そういうふうなことやら、現状を見ながら、あるいは国の方でも若干の措置を、例えば交付税でと

いうふうなことも含めまして措置をされるというふうなことを受けている部分もございますので、議員おっしゃっていただいていることは参考にはさせていただきますけども、現時点では制度としては検討していないというものでございます。

○山田議長 よろしいですか。

ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

木村議員。

○木村議員 3番 木村です。

ちょっと勘違いしていましたので。全協で、13ページの部分で各種の補助金のことを説明いただいておったんですが、そのときにちょっと質問を漏らしてましたので改めて聞きたいと思いますが、私も去年の一般質問でヒブワクチン等々のことに触れさせていただいたことがあったんですが、きのうの説明によりますと、今の時点で既に受け終わっている方とか、今後の方は当然の補助はしていただけるんだとは思いますが、終わっておられる方も何か補助をしていきたいというような答弁があったかと思うんですが、そのことに関してもう少し詳しくお尋ねしたいと。何か、証明か何かが必要だとは思いますが、そこら辺の説明をもう1回お願いしたいということでございます。

○山田議長 保健福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 受け終わられた方については、一応償還金ということで、接種の証明書が医療機関から発行されますので、あと、領収書も発行されますので、それに基づいて現金で償還払いをするということで、予算の組み方で一応補助金という見方をしております。

一方、委託料でも500万余り見させていただいているんですが、こちらの方はこれから受ける方に対して医療機関に直接町の方からお金を払っていくというスタイルになります。

以上です。

○山田議長 木村議員。

○木村議員 今、領収書等々と言われましたんですが、例えば子どもさんの場合なんですけど、母子手帳等々も何か書き込みがあろうかと思うんですが、そういう証明の仕方でもいいのかどうかをもう1点お尋ねしたいと思います。

○山田議長 中川参事。

○中川保健福祉課参事 予防接種の証明書とか、あるいは母子手帳に記載されているとかいう予防接種を受けましたということがわかれば償還払いをさせ

てもらおうというふうに考えております。

○山田議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第10 議案第54号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第54号 平成22年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成22年12月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○山崎住民課長 議案第54号 平成22年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回、既定の総額に歳入歳出それぞれ1億7万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ9億9,912万5,000円とお願いするものでございます。

では、説明につきましては第1表 歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。

まず、歳入の部。1款 国民健康保険税、減額の1,500万円、3款 国庫支出金186万2,000円の追加、4款 療養給付費交付金1,351万5,000円の追加、5款 県支出金154万2,000円の追加、8款 繰入金38万8,000円の追加、9款 繰越金3,057万5,000円の追加。

次のページを開いていただきまして、11款 前期高齢者交付金6,719万1,000円の追加、歳入合計は、補正前8億9,905万2,000円、今回1億7万3,000円の追加をお願いし、9億9,912万5,000円とお願いするものでございます。

歳出の部でございます。1款 総務費が10万7,000円の追加、2款 保険給付費が7,586万2,000円の追加、3款 老人保健拠出金が7万5,000円の追加、5款 共同事業拠出金が1,367万7,000円の追加、6款 保険事業費が5,000円の追加、8款 諸支出金が39万5,000円の追加、10款 後期高齢者支援金等が68万5,000円の追加。

裏に行っていたきまして、12款 予備費が926万7,000円の追加、歳出合計は歳入と同額でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第11 同意第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 同意第3号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成22年12月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

北川町長。

○北川町長 同意第3号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意をもとめることについて。

甲良町公平委員会委員のうち1名が任期満了となるため、次の者を選任することにつき、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、犬上郡甲良町大字小川原436番地。

氏名、北川精一。

生年月日、昭和10年1月22日。

選任理由、北川氏は、以前甲良町役場に23年間勤務されておりました。管理職で退職されているわけではありますが、地方自治の本旨および民主的な能率的な事務の処理に理解があり、かつ、また人事、行政等につきましても識見をお持ちの方であり、平成22年12月21日に任期満了を迎えるもので再任でございます。どうかよろしく願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第3号は同意されました。

ここで、諸般の都合により副議長と交代いたします。

○金澤副議長 次に、日程第12 委員長報告を議題といたします。

この議案については、地方自治法第117条の規定によって、山田議長と濱野議員の退場を求めます。

(山田議長と濱野議員 退場)

○金澤副議長 お諮りします。今11時25分になっています。報告書が出てまいりますと時間が長くなりますので、午後からにしたらどうかと思いますが、どうですか。

建部議員。

○建部議員 このとおり記者たちがおられます。やはり続いてやってください。

○金澤副議長 それで異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○金澤副議長 ないようでしたら、続けて議題に入っていきたいと思えます。

それでは、続きまして、本案に対する提案説明を求めます。

官製談合疑惑等調査特別委員会委員長。

○藤堂官製談合疑惑等調査特別委員会委員長 8番 藤堂でございます。

それでは、私の方から、甲良町官製談合疑惑等調査特別委員会の調査報告を行います。

甲良町議会議長山田壽一様。

甲良町官製談合疑惑等調査特別委員会委員長 藤堂一彦。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査の趣旨。

平成21年7月9日執行の呉竹地域総合センター改築工事（以後「呉竹センター工事」という）、甲良町地域介護施設福祉空間施設および子育て支援センターの建設工事（以後「福祉空間工事」という）および甲良町公共施設太陽光発電施設工事（以後「太陽光発電」という）の入札において官製談合疑惑が問題になっていた。つまり、入札にかかわる行政の担当者・責任者が特定の業者に落札するよう当初から「偽計」をもって、公平な競争入札をゆ

がめたのではないかとの疑いを持たれ、それぞれの状況について調査したものであります。

なお、太陽光発電工事についても、本委員会の調査対象に当初されていたが、具体的な問題点の根拠が明確でないため、調査の対象として根拠を示して審議することはできなかった。

2、調査特別委員会の設置。

(1)、設置決議。

平成22年3月定例議会（22年3月9日）。

地方自治法100条、第110条および甲良町議会委員会条例第5条の規定により甲良町官製談合疑惑等調査特別委員会（以下「委員会」という）を全員賛成（除斥者除く）で可決。

(2)、委員会の定数。

9名。

委員長、副委員長、委員の氏名は記載したとおりであります。

3、調査事件。

(1)、公共工事にかかわる官製談合疑惑に関する事項。

(2)、公正な入札制度導入に関する事項。

4、委員会の開催状況。

ここに記載しているとおりであります。

5、証人、参考人、執行機関の出頭等。

(1)、証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項。

それにつきましても、ここに記載したとおりでございます。

(2)、参考人として意見を求めた者、意見を求めた事項。

これにつきましても、ここに記載したとおりでございます。

(3)、執行機関として出席を求めた者、説明の概要についてはありません。

6、記録、資料の提出。

(1)、法100条1項で提出を求めた記録。

平成21年7月9日執行の入札に関する一切の書類および業者選定の経緯がわかる一切の書類。

甲良町地域介護福祉センター施設および子育て支援センター建設工事に係る建設工事下請人報告書、写し。

呉竹地域総合センター改築工事に係る建設工事下請人報告書、写し。

浜野工務店の平成21年度の建設業法第16条に係る一般建設業および特定建設業が確認できるもの、写し。

伊藤組の平成21年度建設業法第16条に係る一般建設業および特定建設

業の確認ができるもの、写し。

平成17年度から平成21年度の1,000万円以上の工事を対象に設計額（税抜き）と予定価格（税抜き）の一覧表。

（2）、法100条10項で提出を求めた記録。

なし。

（3）、証人・参考人に提出を求めた資料、自主的に提出した資料。

野瀬喜久男氏との会話を記録したCD盤および活字化した文書（トラック2）、山口透氏。

山口透氏・野瀬主監の会話、CDを活字化した文書（トラック1）、委員長の私です。

官製談合疑惑に関する上申書・USBメモリー1個、宮本一起氏。

（4）、執行機関に提出を求めた資料、自主的に提出した資料。

平成19年度、20年度、21年度にかかわる契約台帳の写し。

7、委員派遣はなし。

8、調査の内容と結果。

肩書はすべて当時のものとする。

文中「公判」とあるのは、「官製談合疑惑をネタに恐喝未遂被告事件の公判」の意味である。本委員会では、恐喝未遂事件があったか、なかったかを判断するのではなく、官製談合の疑惑をネタにしている事件の審理であるがゆえ、公判で明らかになった事実関係についても本報告書の中に引用し、判断材料の一部とした。

年の記載が特にない場合は本年（平成22年）を意味する。

（1）、調査事項の現状。

①、当時の入札制度の概要。

町から提出された資料「入札通知書」によると以下のようなものである。

方法、指名競争入札。

無効とする入札、談合その他不正行為があったと認められる入札。入札金額、入札者の氏名、印影が不明確で要領を得ない入札。

その他の必要事項、最低制限価格未満の入札は失格とし、本件工事について再度入札に参加できない。予定価格を超える金額の入札は失格とする。

②、甲良町建設工事契約審査会。

野瀬喜久男総務主監（以後「総務主監」という）が会長、委員は次のメンバーである。ここに記載したとおりでございます。

同審査会の主な任務は、審査会規程に基づき、町内の発注工事であれば、工事の起工伺いが発せられた後、業者の選定審査会を行う。また、毎年度4月中に格付審査会を開き、指名願業者についてそれぞれの業種に応じた格付

を行う。これは入札審査会の大きな任務の1つである。

③、業者選定から入札当日直前まで。

平成21年5月1日付で「甲良町指名基準」が決定され、本工事の指名業者については6月16日の協議を経て同年6月19日の審査会で最終指名業者が決定され、同年6月26日には指名業者に入札通知書が送付される。

上記入札通知書が送付される同時期に、入札予定価格等公表調書（以下「予定価格調書」という）が提示される。

④、入札当日。

入札執行宣言は山崎町長が直接行った。呉竹センター工事から福祉空間工事、太陽光発電工事と順に、代理人の委任状確認、各社の応札、応札漏れがないことを確認して改札作業、積算内訳書と応札額の一致の確認、落札決定と進み、手続が完了する。

（2）、調査の結果明らかになった問題点と委員会の判断。

①、官製談合の疑念を生じた原因の概略。

平成21年7月8日、記者クラブに匿名の談合情報が通報され、同9日の福祉空間工事では、その談合情報どおりの株式会社浜野工務店が落札したことから、議会運営委員会および契約議決を審議する臨時議会で談合疑惑として問題にされた。

その後、主に次の事実が次第に明らかになった。濱野議員が福祉空間工事で応札をしていた。②、非公開の最低制限価格と落札価格が同額であったこと。（呉竹センターでは落札額の方が5,000円高い）。③、昨年5月に建設業種に限って格付県3号ランクの業者を町内Aクラスに格上げした。（前年まではAランクは県1号、2号のみ）。④、浜野工務店の建設業法違反の下請契約限度額が4,500万を超えていたこと。（建設業法違反で処分）。

②、格付審査会の経緯。

ア、昨年の格付区分は異常な変更がされている。

茶木産業振興主監の証言によれば、下記のように要約できる。

各業種（土木から舗装、水道、建築等）の格付審査にあたっては、通例、1業者ごとに総合点評価に基づいて審査基準に定めてランクづけを行っている。しかし、昨年4月22日の格付審査会では当時に審査会長の野瀬主監から建築で新たに県3号をAランクに上げたいと提案があり、審査委員会の中では異議なく、意見はほとんど出なかったと記憶しているというものである。

格上げの該当業者について町Aランクに格上げするにもかかわらず、個別企業の資本金、工事積算はおろか、建設業者の免許証である建設業許可申請書類さえも確認せず提案したことが判明した。（9月10日第2回公判、11月8日の野瀬主監証言）。

これは、後にも触れるように、浜野工務店を落札させんがための指名選定の伏線と見られ、暗黙の了解が審査会の中に流れていたものと強く推察される。

イ、恣意的な建築区分変更。

県3号ランク業者の町内Aランクへの格上げ区分変更が浜野工務店を指名に加え、落札指名させる恣意的な意図で行われた疑いが次の証言でさらに決定的になった。

a、宮寄証言、村田事務局長が前任の人権主監であった昨年3月中ごろ、濱野副議長から福祉空間工事の指名業者に加えてほしいという依頼を受けていたことを相談され、宮寄証人が「それやったら議長に言うてやったらよろしいやんか」と答えておいたところ、4月中ごろ、村田事務局長から「議長にもちゃんと行っておいたし、喜久ちゃん（野瀬主監）にもちゃんと行っておいたし」との事後報告を受けた。

b、宝来証言、「自分のところの工務店（浜野工務店）は2,000万と言われたか、3,000万と言われたか、ちょっと覚えてはいませんがけれども、そのような規模のものは今度の1億円からの工事は入れてもらえないというようなことを言っていました」。これは、福祉空間工事指名業者に加えてほしいという表現で、「これは愚痴に聞こえましたがけれども、ねだっているような感じで」指名選定を要求し、「それに対して答えるというよりも、もう話ができているような感じでした」。

そして、議会事務局に来た野瀬主監は、山田議長、濱野副議長、村田事務局長と相談し、その方法として地元業者育成との理由づけに国の通達にひっかけて何かならんやろか、一ぺん調べてみるわとか、県に聞いてみるわとか等と話し、浜野工務店をAランクに格上げし、工事の指名業者に選定する口実を話し合っていた。また、審査会に間に合わすには「日がないし、早いことせなあかん。決裁は後になっても」など、話していた。

ウ、浜野工務店の建設業法違反事件。

本件調査の過程で浜野工務店の建設業法違反事件が発覚し、許可権者である県から7日間の営業停止と6カ月の指名停止処分、甲良町からは6カ月の指名停止処分を受けた。

浜野工務店の違反事実は、特定建設業の許可を受けたものでなければ法で定める（建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額）下請契約の限度額（4,500万円）を超えてはならないとする規定を無視したものである。

野瀬主監が「行政がぬかっていた」「見過ごした」などと言いつけているが、もともと浜野工務店の受注能力や下請発注依存が高いことなど実態を十分認識していたにもかかわらず、1億7,000万円を超す工事の指名業

者に選定したこと自体が建設業法を無視し、浜野工務店に落札させんがための「ランクアップ」と見ることができる。

エ、「地元業者の育成のため」の裏。

「地元業者育成のため」は全くの口実に使われたと見ることができる。それは次の理由からである。

浜野工務店をAランクに引き上げるには「地元業者育成」という理由づけに「国の通達が使える」などと議会事務局で話していた。

野瀬主監が述べたところの「地元業者育成」を掲げているという「国の通達」を議会に提出するよう求めたが、ついに提出されず、「地元業者育成」のためであれば、建設業法の趣旨は考慮されなくてもやむを得ないと受け取れるような「国の通達」は不明である。

実際にも本委員会に提出された「下請名簿」で町外業者に多く依存していたことが明らかになった。

③、最低制限価格の情報。

本来、最低制限価格は、本町の入札制度の中で非公開のものと決められている。本件では町長の交代、野瀬主監の議会答弁等で明るみになり、本委員会への記録提出で判明したもの。

ア、予定価格調書の書きかえ。

予定価格調書は指名業者に通知される日に役場東側入り口の入札関係掲示板に掲示される。入札担当者が掲示しようと、既に記入済みの用紙を準備していたにもかかわらず、野瀬主監の指示で呉竹センター工事では30万円を、福祉空間工事では40万円をカットして書きかえ、張り出した。このような端数切りは異例のことである。内規にも反することである（7月5日陌間・上田証言）。

野瀬主監は、端数切りはよくあることであり、設計額と予定価格は異なることが多いかのように言いわけし（5月6日、7月5日証言）、内規無視を当然かのように主張した。野瀬主監の証言は設計価格と予定価格調書の端数が一般的に異なることもって、本件調査の2件の工事にかかわる30万円、40万円のカットが通例だと強調したとみられる。

しかし、事実は全く逆で、実際は予定価格（税抜き）1,000万円を超える工事入札は、平成19年度、20年度、21年度で41件あり、内規に反した端数切りを行ったとみられるものは、21年度の福祉空間工事と呉竹センター工事の2件のみである。

野瀬主監は15年以上審査会の会長という要職にあり、ルールを守るべき責務が一番強い役職を務めているにもかかわらず自覚に欠けると言わねばならない。

以下の②、③、④で述べる事実と併せて見るならば、予定価格調書を掲示する段階で野瀬主監が「端数をカットして書きかえるよう指示」した意図が、福祉空間工事では浜野工務店に、呉竹センター工事では伊藤組に「最低制限価格の情報」が確実に伝わり、他の業者が落札することができない秘密の操作であると言わざるを得ない。

イ、落札額と最低制限価格が全く同額であること（呉竹センター工事では最低制限価格より5,000円多い）について。

まず、改札結果表をもとに、福祉空間工事の各社の入札額の予定価格に対する比率を計算すれば一目瞭然である。

次の表は提出記録から作成したものである。

入札結果については、次の表のとおりでありました。

上記の表で見たように、福祉空間工事では、公表された予定価格に40万円を加算した額（非公開の設計額）に85%を掛けた額が浜野工務店の応札額となっている。これは「他の業者には絶対わからへん」と野瀬氏らが会話している（11月8日宝来証言）とも一致すると言える。

ウ、本命業者にだけ伝える細工。

a、浜野工務店の落札額と最低制限価格が同額の数字であった問題で、野瀬主監が企業努力で積算すればいいと繰り返し言っていることを批判して、「内規にまで反してカットした40万円を想定するということは普通の業者にできるのか」との問いに、野瀬主監は「できません」と答えている。

続いて、浜野工務店がどうしてもどんぴしゃの金額で落札できたかとの問いに、野瀬主監は答えられず、40万円をカットする前の金額に85%を掛けた金額で落札するには、浜野工務店に誰かが教えなければできないと指摘され、野瀬主監が教えたのかとの問いに、「教えていません」と答えている。続いて、誰が教えたのかとの問いに、「わかりません」と答えている。（9月10日第2回公判）

b、「入札最低制限価格を1億7,840万で書類をつくり上げて、同日に封をしている。このことは誰も知らない。業者も知る由がない。公表は1億7,800万で入札通知が出されている。その日に、最低制限価格は1億7,840万円の40万円上乗せされた金額の85%でそのとき既に封がされている。その内容を知っている者が話さなかったら誰も知る由がないんです。そうと違いませんか、野瀬主監」との質問に、野瀬主監は「答えようがありません」と回答。「40万円のカット」のからくりを追及され、「そのようなことはありません」と否定できなかつた事実真相が隠されていると考えられる。

c、町長が「最低制限価格をはかり知ることは可能」であり、「建築業種

には最低制限価格がかなり高く、85%を超えるのは常のことでしたので、常識的にわかる」と、予定価格85%がねらい目だったことを明らかにしている。

d、内規に反したにもかかわらず、40万円をカットしたことについて「ずばり最低制限価格が少しでも出ない工夫を従前から端数処理をやってきたので」と、40万円をカットした特別の意図がない理由として述べている。(5月6日野瀬主監証言)

しかし、これは全く逆で、浜野工務店は最低制限価格ずばりの額で落札したことは歴然とした事実である。これは、「40万円」の端数処理であることを浜野工務店にだけ伝えられた可能性が大と言わねばならない。

e、11月8日の第10回の本委員会で重要な証言が得られた。すなわち、浜野工務店が最低制限価格ぴったりの金額で落札したなどを解く上でかぎとなる宝来議会事務局書記の次の証言である。

平成21年6月下旬から7月上旬の間、「(予定価格)その額の85%をねらってきたよるで、そのすき間をいかなあかんのや」「すき間をあけるとそこに入ってきたよるで、その額でいかなあかんのや」「(公表した予定価格にプラスされた)40万円というのはほかの業者にはわからへんのや、絶対に」「一瞬だけじゃないので、長きにわたっての、一度40万円を聞いたわけじゃなくて、話の中でこういう数字が出てきた」と証言。

また、その状況についても、「野瀬主監と村田局長のキャッチボール的な話しで聞こえてきました」「4人の場です」「ひそひそ話じゃないので聞こえてました」と述べ、入札前に濱野副議長、山田議長、野瀬主監、村田議会事務局長が集まってしていた。電卓をたたきながら相談していたことも証言した。場所の位置についても、濱野副議長、山田議長、野瀬主監の3人が議会事務局のソファにかけ、村田事務局長は自席でソファ側を向いており、「そのときに一番リアルな話だったので、……村田局長に私はそういう話をしてはいかんということを行いました」と証言した。

議会事務局書記の位置からは、小さな会話も聞こえ、動作もよく見えると判断できる。

宝来証言で「当時は『ランク』とか『40万円』とか『最低額』や『予定価格』などの言葉の意味がわからなかったが、百条委員会ができてから徐々にわかってきた」「(村田局長に)あまりこういう入札の話は事務局ではないでほしいということは言った」「過去3人の議長のときにはそういう入札の話は事務局では一切なかった」のに、「局長にこういう入札の話はちょっと控えてほしいということでした」と述べているように、彼らは自分たちが不正行為の認識が薄かったとも受け取れる。さらに、野瀬主監は

審査会の会長で行政の入札事務の責任者でありながら、一方、山田議長、濱野副議長は住民の代表で行政を監視する立場であるにもかかわらず、本来、非公開で入札の公正さを保つ上での絶対的な情報を共有し、相談していたことが読み取れる。

エ、呉竹センター工事でも同じような細工。

呉竹センター工事の入札でも同じような細工がされると十分に推認される。

次の表は、提出記録から作成したものである。

入札結果については下の表のとおりであります。

a、伊藤組の落札額は、最低制限価格より5,000円多い額となっており、本来の予定価格のほぼ85%である。これを算式であらわすと次のようになる。

$(3億8,500万プラス30万) \times 0.85 + 5,000円 = 3億2,751万。$

b、宮本一起証人が提出した上申書添付の資料中、「+30万勝、40万?負」のメモについて。このメモの意味を問われて、宮本一起氏は「呉竹センターの方で」「30万円は勝ちですわな」「それはなぜかといったら、福祉空間センターも同じやからね」と言い、「私入手した、それは入札前後ですけど」と言い、「調査分析して+30万円、40万円のトリック、同じです」と証言している。さらに、これらは誰からの情報かとの問いに、「鋭い質問ですけど、法的な拘束力のある委員会やから、あえて滑ったことを言いませんので、これはいろんなもとで業者、設計屋、ある第三者、いろんな方が含まれているので、あとは司法の方でおいおい時期が来たら話す機会があるでしょう」（5月24日宮本一起証言）としている。

実際に上記表のように、公表された予定価格に「40万」をプラスした額に85%を掛けた額が辻正工務店の応札額と一致している。謝った情報を得た辻正工務店は落札できなかった。一方、「30万」の情報を得た伊藤組は落札でき「勝ち」となった。

これは最低制限価格の算出方法について、公表された予定価格に「30万円」あるいは「40万円」という公表される際にカットされた金額が、あるルートを通じて漏れていたことを示している。

c、「+30万勝、40万?負」の宮本上申書がずばり「官製談合」を示している。野瀬主監が内規に反してまでも端数をカットし、予定価格を公表する間際書きかえさせた。また、最低制限価格を知っているのは山崎町長と野瀬主監らである。これらの事態は、山崎町長と野瀬主監が一体となり、伊藤組に「カットした額は30万円」であるとの情報を伝え、確実に「勝ち」となるよう仕組んだ可能性が極めて高い。

④、I Cレコーダーの存在とその評価。

ア、録音に重大な真相が。

本委員会に提出されるまでの経過は本委員会で判断を下すものではないと考える。しかし、少なくとも、本件調査対象の契約議決（平成21年7月14日）直後録音されたものであることが山田議長、濱野副議長らは知っていながら、議会に報告しなかったことは重大な事実である。同時に、この録音に重大な真相が潜んでいることを示している。

イ、脅迫されている内容か。

本委員会に提出されたものは、当初I CレコーダーからコピーされたCDである。収録された会話は昨年7月15日、午前と午後に分け（トラック1、トラック2）野瀬主監と山口透氏との面談のもので、収録された事実については争いがなく、強制され、脅迫してしゃべらされた状態での録音ではない。むしろ穏やかな談話であった（5月6日山口証言・野瀬証言）。さらに、本委員会で聴取した面談の状況も両氏の証言と一致する判断である。

ウ、中心的話題は最低制限価格。

この録音の中で一番肝心な部分は、「町長と私（野瀬主監）と議長と副議長しか知らんことでした」という会話であり、最低制限価格をその4人が知っていたということの意味している（5月6日山口証言）。ところが、野瀬主監は、全く事実でないことを言ってしまった、つまり虚偽の発言をしてしまったと一時証言（5月6日）しているが、「つい、ほんまのことを言ってしまった」ことを認める証言（11月8日）をしている。

これは、以下の理由で、官製談合の重要な内容を「つい、ほんまのことを言ってしまった」と判断せざるを得ない。

a、それは本調査結果の内容とも付合するからである。

b、この録音で山口透氏に対し、「山口さんは町長、議長、副議長とが関与してはると言ってはるんやけど、私は関与してへんのでわからへん」と一度だけ関与を否定している発言がある。しかし、これは「私は関与してへん」との理由だけで、「わからへん」と言っているだけに過ぎず、官製談合そのものまで否定した発言とは受け取れない。

c、野瀬主監が、問題となっている発言「知らんことでした」の発言は「虚偽の発言である」と初めて表明したのは5月6日のことである。しかし、対談相手であるCDの持ち主である山口透氏に対し「虚偽を言ってしまった」など、収録された昨年7月15日から今年の5月6日まで、10カ月間の間、一切訂正した事実はない。

d、野瀬主監は11月8日の証言で、昨年7月16日夕刻、宮寄議員と建設課横の部屋で話したとき、「私から『つい、ほんまのことを言ってしまっ

た』と言ったのではなく、宮寄議員がその問いを投げかけて、私は『はい』と返事をしただけです」と消極的ながら「つい、ほんまのことを言ってしまった」発言を認めたことは重大である。

山口氏が携帯の電源を切り、I Cレコーダーの電池を抜いたものを見せ、「丸腰」で安心したため「つい、ほんまのことを言ってしまった」と野瀬主監が言った（11月8日宮崎証言）。

さらには、これからどうするつもりやという宮寄議員の問いに、野瀬主監が「これらうそをとられたと、それを貫き通すしかないですね」と言ったという証言も重要である。

これらの証言は野瀬主監、山崎町長らのその後の対応とも一致しており、信用に値する。

エ、まとめ。

収録内容には「最低制限価格ということは、……追及されるやろ」「秘密は秘密やし、言うたらあかんことやで」など最低制限価格の情報を聞き出そうとした山口透氏との面談で野瀬主監自身の会話が入っており（山口透証人提出のCDのトラック1）「下之郷」との言葉も収録されており、山崎町長、入札事務の責任者である野瀬主監以外の山田議長、濱野副議長が福祉空間工事に関する最低制限価格の情報を知っていたことを示している。これは、他の資料、他の証言等と併せ検討すれば、本件疑惑の構図・中心点を語る有力な状況証拠の1つと判断できる。

⑤、山崎町長の関与の疑いについて。

行政決裁の最高責任者であることに加え、以下の事実が確認できた。

1、呉竹センター工事と福祉空間工事にかかわる建設工事契約審査会が2回開かれている。通常この会合には出席しない山崎町長が19日の会合に出席している。2、7月9日の入札当日には入札執行宣言を行い、濱野副議長が入札に参加していることを「現職議員が入札に参加したことは、あまり好ましくないことだ思っている」としながらも、そのまま容認している。3、予定価格調書と最低制限価格積算書は町長の決裁を受けており、山崎町長は最低制限価格を知る立場にいた（7月5日野瀬証言）。4、2つの工事は「甲良町ふるさと交流村」計画と併せ、山崎町長肝いりで計画されたものである。5、「今まで入札に関する最低制限価格の情報のヒントを与えてきた」（9月10日第2回公判）にもかかわらず福祉空間工事だけは「町長に伺いを立てんと情報は言えない」（山口透氏提出のCDトラック1）との発言がある。

さらに、ア、山田議長を通して「浜野工務店の入札指名業者に加えてほしい」との希望は町長に通じている可能性は高い。

イ、山口透氏の録音を知った後、もみ消す側で一貫して動いている（10

月21日公判)。

ウ、山口透氏の録音内容を否定したことはない(10月21日公判・11月8日宮寄証言)。

エ、平成21年7月15日夕刻、宮寄議員が同席した場所で山口透氏のICレコーダーの録音内容に関し、山崎町長の側から、録音内容は福祉空間工事に関するものであるにもかかわらず、山崎町長の側から「山口は下之郷のことを言うてるんやろか、呉竹のことを言うてるんやろか」と、山崎町長は呉竹センターの工事も官製談合を心配している様子だった(11月8日宮寄証言)。

これらのことからすれば、町長の権限行使を考えると、官製談合の可能性は大である。

⑥、野瀬喜久男元総務主監の関与と責任について。

野瀬主監は官製談合への関与を否定した。しかし、次の事実や証言は官製談合への関与を十分疑いに足りるものである。

ア、20年来山口透氏と付き合いがあり、入札に関する非公開情報を教えてきた。しかし、その教えることは「秘密は秘密やけど、ほんまは、あかん」と不正であることを認識しながら教えていたことは確信犯とも言える。

イ、山口透氏との面談で「町長と私(野瀬主監)と議長と副議長でしか知らんことでした」と話し(山口透氏提出のCDトラック2の会話)、昨年7月16日の宮寄議員との面談で「つい、ほんまのことを言ってしまった」ことを認めた。

ウ、入札通知を発送した際、予定価格調書に記入してある呉竹センター工事では30万円を、福祉空間工事では40万円をカットして書きかえるよう指示したこと。この書きかえは内規に反し、異例のことである。

エ、浜野工務店が福祉空間工事を落札することになれば建設業法の規定に違反することを予測できたにもかかわらず、浜野工務店の業態(下請業者への依存が大きいこと)や資本金基準を全く無視し、町内Aランクに格上げした。これは浜野工務店に落札させんがために建設業法違反を覚悟で指名業者に加え、落札させた疑いが強い。

⑦、山田議長の関与の疑いについて。

山田議長は、官製談合への関与を否定した。しかし、次の事実や証言は官製談合への関与を十分疑いに足りるものである。

ア、21年2月山田議長が就任する前後から、大橋議会事務局長を異動させる動きを見せ、「専門性の必要な事務局長を2年で異動させることは好ましくない」との提起(6月全員協議会・当時北川議員)、今の町長であります、にもかかわらず、その4月には村田和久廣氏が議会事務局長に就任した。

「恣意的な建築区分変更」の項でも明らかにしたが、その異動以前の3月中ごろには、当時人権主監の村田事務局長が「浜野工務店を福祉空間の工事の指名業者に入れてもらえないか濱野副議長から依頼されている」と宮寄議員に相談していたことが明らかになっており、4月の中ごろ、村田事務局長から「議長にも、そして喜久ちゃん（野瀬主監）にも通しといたでな」との事後報告を受けていた（11月8日宮寄証言）。村田事務局長は、議会事務局に配属される以前は建設工事契約審査会の一員であったことも重要な要素である。これは、建設業法の規定（特定許可がなければ下請限度額4,500万円を超えてはならない）を無視し、浜野工務店を指名業者に加える上で山田議長が関与していた疑いの可能性が極めて高い。

イ、山田議長、濱野副議長、村田事務局長は同級生同士で、公私とも交友が深い関係にある。

ウ、昨年7月17日午前中には町長室での話し合いの際、「浜野を入れなかったらよかった」と嘆き、町長に向かって「今から解約できんのか」と発言している（5月6日山口証言、11月8日野瀬証言・宮寄証言）。その上、山田議長本人からも「言ったとしたら」と条件をつけながらも「行政に対してクレームをつけて」言ったつもりだった旨、証言した（11月8日）。もはや「言っていない」と否定することができなくなり、半ば「浜野を……」発言を認めたものとして重要である。山田議長の言い分であったとしても、浜野工務店を指名業者に加えた一員で口ききを行って発覚したことへの後悔の気持ちを示したものと解することができる。

エ、臨時議会で契約議決終了後、山崎町長、山田議長、濱野副議長、宮寄議員が議長室で集まった席で、濱野副議長が業者間談合はあり得ない弁明を繰り返す中、宮寄議員が「建部議員、西澤議員らが問題にしているのは官製談合やで」と発言すると反論もなく固まってしまった（11月8日宮寄証言）。これは、あまりにも的を射た指摘であったため、官製談合への関与を否定できなかったものである。

オ、山田議長は、指名業者が10社程度であったことは、入札前には知らなかった旨の証言を行った（11月8日）。しかし、昨年7月14日の臨時議会後、山崎町長、山田議長、濱野副議長、宮寄議員が議長室で集まった席で濱野副議長が談合などしない弁明をしている中で「業者間談合は、宮寄さん、できませんよね。メンバーもわからないんですから。前日か、2日前にしかメンバーがわからなかったんだから談合なんか、私、できるわけありませんやん」と話している（11月8日宮寄証言）。この濱野副議長の発言は、「業者間談合はしていない」という弁明をしたつもりの発言が、本来、指名業者は入札当日にしかわからないはずの情報が、入札当日以前に濱野副議長

が知っていたことを示すものである。山田議長も浜野工務店が福祉空間工事で指名されたことを事前に濱野副議長から知らされており、指名業者を事前に知っていた可能性は大きい。

カ、入札前、議会事務局で入札のことや設計金額のことについて野瀬主監、村田事務局長、濱野副議長らと会話していたことも大筋で認めている。これは、本来、山田議長、濱野副議長らが知ってはならないことであるにもかかわらず、野瀬主監を通じて設計金額など、入札に関し相談・会話していた事実を示すものである。

キ、上記で述べてきたＩＣレコーダーの録音内容は上記事実と付合し、山田議長が仲介の役割を果たし、浜野工務店の指名選定を働きかけ、浜野工務店が落札できるよう役割を果たしたことが強く思料される。

⑧、濱野副議長の関与について。

濱野副議長は、議員の兼業禁止の規定に抵触しないよう町議会議員に立候補する約１カ月前に浜野工務店の代表を配偶者の詳子氏に譲り、退任している。しかし、実質の経営者と自認し（９月２１日第３回公判）、福祉空間工事の入札では応札に参加している。そして、昨年７月８日の「談合情報」どおり落札している。これらの事実は大変重要である。

さらに、濱野副議長の関与の疑いについては、議会事務局で最低制限価格の情報を得ている上、各項目で述べてきたように、最低制限価格と浜野工務店の落札額が完全に一致していたことをはじめ、入札指名選定をめぐる経緯、建設業法違反の背景など、客観的な事実および関与の疑いを指摘した証言とことごとく付合する。よって、山崎町長、野瀬主監、山田議長と一体となり官製談合に「工事受注側」として関与した疑いが強い。

⑨、結論。

ア、もともと本件調査の目的は、関係者の刑事責任を問う審理ではなく、疑惑を持たれた行政事務が妥当で適法的に執行されていたものか、あるいは瑕疵や不正がなかったかという事実調べを行い、行政当局、関係機関に改善意見を提出する任務を持つものである。

その趣旨に照らせば、本件調査対象の入札事務に「不正はなかった」という結論や関係者は「白」であったとの結論をつけることはおよそ不可能であると言わざるを得ない。官製談合への関与を疑われている４人の証言は、それぞれの関与を疑う証言に対し、関与を否定する説明に合理性と具体性がなく、「１、『官製談合』の疑念を生じた原因の概略」で述べた４項目の事実関係すら現在に至るも否定できていないものであると判断できる。

そして、疑惑を持たれた山崎町長、野瀬主監、山田議長、濱野副議長は、いずれも関与を否定しているものの、調査結果の全過程、および証人・参考

人の証言は、官製談合を疑うに足りる合理的で十分な事実を突きつけていると判断できる。

イ、本委員会の審議を通じて、議員・議長・副議長のあり方も問われている。住民を代表する機関の長である議長・副議長が官製談合関与の疑惑をかけられている側にあること自体あるまじき失態である。

ウ、本委員会が設置されたことによって、官製談合疑惑の解明が大いに進んだことはもちろん、談合疑惑を生み出した入札事務の弱点や改善すべき内容等も明らかにされた。何よりも公開の本委員会では町民の付託に応え、不正をただす議論が交わされたことで、議会と住民、行政がそれぞれの立場から地方自治と住民自治を発展させ「住みやすい甲良町」をつくり出す重要な実践を今後活かすことが求められていると言えよう。

(3)、調査事項に対する改善意見。

公正で透明な入札制度を導入すべきである。

本委員会の審議を通して、町長に以下の内容を盛り込んだ入札制度の改革に早急に取り組むことを強く求めるものである。

①、一般競争入札を基本にすること。

②、「議員の兼業禁止」の趣旨に照らし、議員本人はもちろんのこと、議員がその企業の実質的経営者である場合、入札に参加できない制度を検討すること。一方、議会は、議員が直接関連する企業が入札に参加することを自粛する処置を講ずること。

③、「審査会」会長はじめ入札事務担当者を3年から4年で交代し、同一人物が長期間その職務を担当しおないことも重要である。

④、入札事務に関し、公正で実効性のある規則を定め（成文化し）、その規則を徹底して守ること。

⑤、これらを総合的・統一的に運用するために、今、検討や導入が一部で始まっている「公契約条例」制定も視野に入れた検討を開始すること。

9、証言拒否等および告発。

本調査において、関係人の虚偽の陳述および記録の提出拒否が認められることから、地方自治法100条第9項の規定に基づき告発しなければならない。

10、その他。

(1)、町は、本調査結果を受けて、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、関係人の「競売入札妨害罪」および「官製談合防止法違反」に対する刑事告発を行うことを強く求める。

(2)、本調査結果報告書を町民に広く知らせるため、議会広報ならびにチラシを発行する。

以上で、私の報告は終わるわけですが、ここにも書いておりますように、3月に始まり、今日まで9カ月に及ぶ調査を行ってまいりました。その間、痛ましい事件が起きたことは皆さんご承知のことだと思いますけども、この報告をすることによって、ゆうべも私はこの報告書を今日読まんならんでちょっと目を通して涙が出てまいりました。この官製談合が原因だとは思いませんけども、当時の事務局長が自分の命をみずから絶った、大変だったろうな、そんな思いでいます。みたまに安らかにお眠りくださいと申し上げたい。

以上で終わります。

○金澤副議長 委員長の提案説明が終わりました。

ここで、5分間トイレ休憩いたします。

(午後 0時40分 休憩)

(午後 0時48分 再開)

○金澤副議長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。
藤堂議員。

○藤堂官製談合疑惑等調査特別委員会委員長 今ほど報告を朗読させていただきましたが、ちょっと委員会と、今報告したことが若干字句が違いますので、訂正方をお願いしたいと思います。

ページは9ページ、表の下ですけども、下から8行目、ウの上です。「(1月8日宝来証言)とも一致すると言える」。「言える」、これを抹消していただいて「判断できる」というふうにはお願いできませんでしょうか。「(1月8日宝来証言)とも一致すると判断できる」。

以上です。

○金澤副議長 次に、山崎議員から少数意見書が提出されていますので、説明を求めます。

山崎議員。

○山崎議員 少数意見報告書を朗読させていただきます。

甲良町議会議長 山田壽一様。

平成22年12月9日。

委員、山崎昭次。

委員、金澤博。

甲良町官製談合疑惑等調査特別委員会において、少数意見書を留保したので報告します。留保いたしました内容は、特別委員会での証人の喚問、記録の提出を関係人に求め事実を明らかにして、公正公平に委員会の運営をした上で事実を明らかにして結論をすべきであるとするのが少数意見の趣旨であります。

次に、その少数意見とされる主な点を申し上げます。

1、百条委員会の趣旨である官製談合疑惑のあるもう1社、株式会社伊藤組の証人尋問が実施されていない。また、調査もほとんど行われていないため、未確認の状態に対する疑問を考える。また、太陽光発電工事については、最低制限価格の予定価格の85%、2社ぴったりの金額により抽選で決定されたため何らかの調査が必要であると考え。

2、宝来事務局員の緊急の証人や参考人での発言について、公務員としての立場や、また、1回目（5月30日）と2回目（11月8日）での内容が著しく違う。虚偽の発言や守秘義務違反の疑いがある。以下、下記の点を指摘する。

5月30日の証言は、「工事のことはよくわかりません」、「入札のことについて話しておられたか、その中身のことは私は仕事をしながら耳に入ってくるだけのことなのでわかりません」、「入札のこと、ランクがどうのこうのが私にはわからない」、「もうからへんとか、そんな細かい話は耳に聞いていませんけど」等々、参考人の証言ではほとんど理解できていない状態であったのに、しかし、11月8日の発言では、「百条委員会ができてから徐々にわかってきた」、「指名業者に加えることをねだっていた」、「地元業者育成との理由づけに国の通達が使える」、「早くしないと時間がない」等々、全く1年半以上も前の記憶が急遽とっさによみがえるものなのか、大きな疑問がある。何かほかから圧力や誘導があったと考えられる。また、2回の証言も委員長から急遽要請され、村田局長が存命中での発言と11月8日の発言との数々の食い違いが委員会でも指摘されていた。また、警察にも行ったと証言。証拠がないため受け付けてもらえなかったと証言している。これは、公務員の告発義務として行ったものであるとすれば、なぜいろいろな証拠を提出しなかったのか疑問がある。

3、山口透証人の偽証発言に対する対応について。

山口証人は既に入札に絡む恐喝未遂で2年6カ月、執行猶予4年の刑が確定している。数々の偽証発言が明るみである委員会として、既に明らかに偽証に該当する部分を明確にすべき。

4、宮寄証人に対する野瀬氏の証言の食い違いについて明確でない。

CDの内容について「ついほんまのことを言ってしまった」発言。野瀬氏は宮寄氏からの誘導発言であると言っている。しかし、宮寄氏は野瀬氏がそのように言ったと報告書に発言を認めたように書かれているが疑問だ。

5、最終の段階で、宮寄氏や宝来氏を尋問し、両名の発言に対する反対の答弁が報告書に記載されていない。宮寄氏や宝来氏の答弁が最終的に著しく採用されていることに疑問がある。

6、公正な入札制度についてはほとんど議論がされていない。ダンピング防止策にて、平成21年5月に変更になった内容についても改善するよう検討すべきである。

一般競争入札以外にも電子入札を導入すべきである。検討が必要。

中央公共工事契約制度について、土木工事と建築工事の算定方法の基準を検討すべき。なぜなら、建築工事においては、直接工事費の比率が異常に高いためである。最低価格がほとんど90%前後となる。だから、落札額が85%まで戻す基準があるため、ほとんど85%で推移している。ダンピング防止はよいことであるが、「85%まで戻す」の基準を検討すべきと考える。

入札全般についてエキスパート、すなわちその道のプロの職員が必要である。

7、10月29日百条委員会にて、宮寄氏の証人が決定され、委員会除斥について議論され、多数決で除斥されなかったことについて、以前は関係者、また証人に出たことにより、山田議長、濱野議員はもとより、村田局長までが公正確保の観点で委員会への除斥を多数決で決定までしている。宮寄氏の場合、まさしく談合疑惑にかかわる恐喝未遂で公判中でもあり、山口氏は既に罪も認め、刑も確定している。そのような状況下で証人となりながらも除斥扱いにならないことの事実について私たちの大きな疑問は消えることはない。

8、調査報告書は、すべて調査が終了した時点で提出されるものであり、その時点で委員会は廃止となるべき、そうでなければ町や議会で告発までの行為はできないのではないか。

9、百条委員会の運営について、公平公正が欠けていた点、また、私たちが疑惑多い人たちへの証人喚問を求めるも、委員長らは一方的な証人しか呼ばなかった。その上、疑惑を持たれている4人について、いつ、どこで、どのように談合がされたか、全く明確になっておらず、確たる証拠も確認されないまま「談合ありき」の想定のもと作成された信憑性のない調査報告書には賛同できない。

以上です。

○金澤副議長 2人の説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これはどちらにでもできるといえることですね。

それでは、まず、少数意見について、委員会でも聞きましたが省略をしまして、3のところまで述べておられることについてお聞きいたします。

調査報告書は山口透氏が提出したCD、ICレコーダーをコピーしたものについて評価を下しています。これについて、ここには最後のところに偽証

に該当する部分を明確にすべきというように書かれています。こういう主張をされるからには偽証に該当する部分、これをどのように考えておられるのか、何を指して偽証としているのか、山口透氏がどこで言ったこと、いつ言ったこと、そしてどういう内容が偽証というように考えておられるのか、明らかにしていただきたいと思います。それが1つです。

それから、最後のところの8であります。そうでなければ町や議会で告発までの行為はできないのではないかとという疑問符ですが、告発までの行為はできないと考えている根拠、法律上の根拠は、行政実例やそれから議会規則、地方自治法に基づいてこれは運営されていますので、どの部分がこういうことがなければ告発までの行為はできないと考えておられるのか、この2点、よろしく願いいたします。

○金澤副議長 この件について私から説明をいたします。

まず初めに、3の項について説明いたします。西澤議員から偽証に該当する部分を明確にすべきと言っています。これは、山口透氏が第1回目の証人喚問のときに、このテープは恐喝未遂のあれに使うんじゃないとそこではっきり言っていました。そのことが後から明らかになったので裁判ざたになったのは、当初の証言と違って、これは恐喝未遂に使うためにとったテープだと証言しています。

そして、8の項の、そうでなければ町や議会で告発までの行為はできないのではないかとということですが、これはこの調査報告書が作成され、そしてまた本会議にも提案されまして、これを全部終了した時点で行政に対する委員会としての報告をするのであって、それは中間報告ではありませんので、やはり最終報告だと思いますので、この報告をもって終了すべきじゃないかと、こういうふうに思ってここで明記したわけです。

○金澤副議長 西澤議員。

○西澤議員 まずは、議会運営上ですが、議長のままでは答えると、発言するということは認められていません。そういう点で、何を慣例に、何を根拠に議長席のままでは答弁されるか。これはやはり議会ルールの大原則でありますので、議長に座った者は採決に加われない。採決に加われないということは自分の意見を申し述べることができないということで慣例にもなっています。ですから、答弁をしていただくのであれば議長を交代しておいてもらう、こういうルールはやはり崩してはならないというように思いますので、取り計らっていただきたい。その上で、私、質問いたします。

○金澤副議長 お答えします。

これは、私もその点をちょっと理解できなかったので建部議員、前局長に相談しましたところ、その場所で、2人の提案者があるのでどちらもその場

所で答弁してもいいということで私はここで答弁してもいいのかと。やはり助言を求めたところ、それは構わないということであったので私はここで答弁させてもらっています。

西澤議員。

○西澤議員 それならそれで、まず、出席議員に諮るべきだ。つまり大原則のルールです。先ほど私が述べたとおりです。そのことを今回に限って変更するというのですから、このことだけを認めるという決をやっぱりとる必要があると思いますので、そういう取り計らいをした上でやってもらわないと、議会のルール上が、1つ崩せば全部崩れていくということですのでお願いしたいと思います。

○金澤副議長 それは私もふなれな点がありましたので、それは今後とも気をつけていきたいと思います。

ほかに意見はありませんか。

○金澤副議長 藤堂議員。

○藤堂与三郎議員 議長の発言に私は理解を示せませんので、その教えを請うた人に再度説明をお願いしたいと思います。

○金澤副議長 今、先ほど説明したとおりですけど。

○藤堂与三郎議員 理解できないから、どの条項でそうなったのかを聞いているんです。

○金澤副議長 だから、私もこういうことは初めてですので、そういう前事務局長でありました建部議員に、経験豊富なので事前に相談して、自分でそういうような議長交代、また議長の交代もして、新しい議長を立てて、ここで私が答弁するのかということを経験したわけです。だから、それは構わないということで私もそういうことを十分に理解できていなかったのを相談して、それでいけるということを知りましたので、ここで座らせてもらって答弁させてもらっています。

建部議員。

○建部議員 事前にそういう申し入れというか、相談があったので、私はそういう助言をしました。というのは、この少数意見の報告書は2人の名前で出ておまして、たまたま副議長であるから議長にかわって議長役をやるわけですが、ただ、そこで一言議長席にいる金澤議員は、副議長は自分が答弁することに対して前もって皆さんに、2人で出させてもらっているその答弁については私の方からさせてもらおうということを皆さんに了解を求めた上でその発言をすべきであったというふうに思いますし、例えば、西澤議員の言われるように、副議長に答弁をしたいということであれば自席に戻って答弁をする、そのときには議長が欠けるということになりますので、そこで仮議

長の選挙をしなければならない。そして、仮議長の選挙をして誰かが議長になってそこへ座って、そして金澤議員が答弁を答える。答弁が済んだらまた議長席にかわってという、そういう手続がこの議場内で何回も行われることになるので、そういうことから提案者でもある金澤議員が自席というか、そこで答えることは可能であるというふうに言ったんですが、一言前もって皆さん方にその席で私も提出者なので答弁をさせていただくというこの了解をまず求めるべきであったなというふうに思います。

○金澤副議長 それは先ほど申しましたように、私も経験不足でしたので、今後気をつけていきたいとします。

西澤議員。

○西澤議員 それであれば、今回に限ってそういう処置をとりますという宣言をしてもらって全員が許可する。採決ないしは異議なしで結構ですから、そういうようにしてもらわんと、このルールが崩れてしまいますのでよろしくをお願いします。

○金澤副議長 今、西澤議員から指摘がありましたように、この少数意見報告書は私と山崎議員が提案者となっていますので、改めてどちらかがこれを答弁するというので、ここで皆さんに、今回に限りここで私が答弁させていただくことにご異議ありませんか。

建部議員。

○建部議員 極力山崎昭次議員に答弁をしていただくようにしてください。

○金澤副議長 それは意見であっても、やはりどちらでも結構ですとさせていただきますので。

次、意見はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 続けて、3のところでありましたが、そしたら指名をさせていただきますが、山崎昭次議員は、3のところ、山口透氏のどの部分が偽証だというように考えておられるか、見解をいただきたいと思うんです。私は、上に書いていますように、既に入札に絡む恐喝未遂事件で、恐喝未遂事件の中の問題であります。その部分と官製談合疑惑に関連をする証言で疑惑のある、つまり偽証に該当する証言をしているのかどうか、これをどうように考えておられるのか、お聞きします。

○金澤副議長 山崎議員。

○山崎議員 わかりませんので、お答えすることができません。

○金澤副議長 西澤議員。

○西澤議員 それから、7のところの除斥の問題は非常に大事なところで、委員会でも本会議でも繰り返し述べられています。多数決で除斥で排除された

ような表現になっていますが、そうではありません。議案に関連する、今日も2人は多数決をとる以前の問題として117条の適用を受けて副議長の指名で退席になっています。これは非常に厳密な適用でありますし、その賛否の分かれる場合だけ採決をとるというようになっておりますので、宮寄議員は除斥を受けるべき対象になるのかどうか、この点ではまさにすれ違いの勘違いをされている。文章上でも、まさしく談合疑惑にかかわる恐喝未遂事件でということで、あくまで恐喝未遂事件でありまして、当人、宮寄議員ともう1人の方は、山崎さんは無罪を主張されて今現在公判中、闘っている最中です。ですから、そういう点でも除斥をする対象そのものにならないのですが、私たちの大きな疑問は消えることがないというようにまで書かれています。もう1回、山崎昭次議員が疑問は消えることがないと思っている除斥の対象はどうすべきなのかという点でどういうように理解されているのか、お答えいただけますか。

○金澤副議長 山崎議員。

○山崎議員 私は、恐喝未遂事件は詳しくわかりません。ただ、道義上、議員として逮捕されたということはやはり議会活動はともかく、委員会活動は当面の問題である両方の絡みがありますし、除斥をするというか、みずから抜けてでもいただいた方がよいと思っています。

○金澤副議長 私の方から少し補足させてもらいます、この件について。

この件は、こういうふうに私たちはここで疑問は消えることはないと言っていますけど、宮寄氏が逮捕されてから委員会が開催されていないということは、やはりこの問題は、官製談合疑惑と恐喝未遂事件がリンクされているから委員会としてもその間いろんな情報を集めるためにこの委員会が開催されなかったと。だから、私はこういうふうに思っているわけです。

だから、先ほど書いておりますように、山田議長とか濱野議員は証人喚問のときは違うと言っていますけれども、やはりリンクしているから、私は除斥に当たるんじゃないかと、こういう解釈で私はここでこういうふうに明記しているんです。

西澤議員。

○西澤議員 これは事実と違うことを言っておられますので、宮寄議員が逮捕されたのは6月15日です。その後の6月23日に第7回が開かれて、そして第8回、7月5日が開かれています。こういう点でもこれは逮捕、勾留されている間2回開かれていますので、事実認定自体が間違っていますので、そのことを指摘して私の質問は終わります。

○金澤副議長 ほかにありませんか。

宮寄議員。

○宮寄議員 5番の件で少し質問したいんですけども、最終段階で宮寄氏や宝来氏を尋問し、その答弁が最後著しく採用されていることに疑問がある。私は皆さんご承知のとおり、いわれもない罪で4カ月間勾留されておりました。私が最終段階で出てくるのは当たり前なんだと思うんですけどね。前半に出てくるわけがないですよ。私はもみ消し役でしたから。それがこのここに書かれてある。きのうも委員会で発言させていただきましたが、著しく採用されている。当たり前じゃないですか。私と宝来証言の発言がポイントなんですから。この文章の中には著しく採用されたらぐあいが悪いというように受け取れるんですけど、これはどういう意味なんですかね。お答え願えますか。

○金澤副議長 その問題は、やはり宮寄議員は当初から積極的に議員としてこの問題を知っていたと。にもかかわらず、今、宮寄議員が言いましたように、私はもみ消し役やったと、今言いましたね。だから、普通なら議員としてあなたは、この問題が発覚した段階で積極的に告発して、この問題解決のためにやらなければならない立場だったわけです。だからこれは、あなたが逮捕されて釈放された後に積極的な発言になっています。この前もあなたはここで証言していますけど、出てから私はもみ消し役やったからそのときは言わなかったと。だから、最終段階で言うのなら何で当初からこういう発言しなかったかと。それをあなたに対する疑問だったんです。

もう1点、宝来答弁が最終的に著しく採用されている。このことに対しましても前回私が申しましたように、宝来証言は、初めのうちは、5月31日の参考人のときはあまりよく知らなかったとか、そういうことを言っているんです。それが11月8日の発言で、きのうやおとついのように、いかにも1年半前の証言がよみがえってきたように証言しているんです。だから、きのう私が言ったように、証言というのは、記憶というのは日々薄れていくものです。そういうように私は思っています。それが、一番間近なときで証言した5月30日の証言より11月8日の証言の方が具体的に、本当に積極的にこういうことを発言している。だから、私はここに対して、両名に対して私は疑問、そういう形で今、宮寄議員が5番の方に、私はこういうあれで明記したんです。

宮寄議員。

○宮寄議員 今、金澤議員の説明の中に2番が含まれておりますので、少しこの点で言わせていただきますが、半年以上も前の記憶が急遽、とっさによみがえるものなのかというところで、こちらの藤堂委員長報告の中の11ページですね。11ページの5行目、6行目、宝来証言で、当時はランクとか40万円とか最低額や予定価格などの言葉の意味がわからなかったが、百条委

員会ができてから徐々にわかってきた。徐々に理解しはったわけですよ。当時はすき間を突いたらあかん、1日付で委員会にランクアップの会議に間に合わんからなど、いろいろ最低額や予定額の話なども、何を言っはるのやろうな、何の数字を言うてはるのやろなと聞いて聞かぬふりをしてはったと思うんです。それが、この委員会、百条委員会が開かれることにおいて、あ、あのときの言うてはったのはこういうことだったのかと。記憶がよみがえったんじゃないんですよ。ずっと記憶は既によみがえっておるわけですね。ずっと記憶の中にあっただけです。それがやっと意味がわかったということを宝来証言で言っおられるんだなと私たちはそう理解しております。その点、山崎議員はどう思われますか。

○金澤副議長 山崎議員。

○山崎議員 やはり報告書の中で特に重要なウエイトを占めておられる宝来証言は、信憑性に欠ける点が多々あるように思い、信頼できないということは私、今も変わりません。

○金澤副議長 宮寄議員。

○宮寄議員 今のは説明になっていないんですよ。信憑性に欠ける、疑問が残る、疑問がある、この文の中には疑問がある。これはただの因縁をつけておる分だけなんですね。もっと合理的に、具体的に、なぜ信憑性がないのか、なぜ白なんだ。黒じゃない。合理的な説明が全くされていませんね。疑問が残る、信憑性がないだけでは、これは幼稚園児の作文と一緒になんですよ。

以上です。

○金澤副議長 私が補足します。

これは前回も私が申し上げましたように、なぜ参考人のときに、村田前局長が生存中にそういうことを証言しなかったのかと。それなら本人が生きているときにいろんな意見が、証言があるから、村田前局長に対して再喚問して、こういうことを言っている、これは事実か否かということを確認できているんです。だから私は、死んだからこういう発言はおかしいと。そういうことでこの部分は申し上げているんです。

宮寄議員。

○宮寄議員 今、金澤議員の中から、再喚問でもしてとおっしゃいましたが、再喚問しようと思ったら亡くなられていたんですよ。そういうことなんです。

○金澤副議長 だから、生きていながらそういう証言をしてほしかったと私は前回言ったわけです。死んでからこういう発言はおかしいと。それならもっと早くそのときに言っほしかったと、前回そういうふうに指摘したはずですよ。

西澤議員。

○西澤議員 今の金澤副議長の言葉を聞いていますと、一言言わざるを得ないと思います。村田和久廣氏が証言した間に、直後に、それこそ直後であります。原因はそのものを断定できません。しかし、報道でも、新聞・テレビで出ました。このことが火をついたという表現にぴったりかどうかわかりませんが、こういう疑惑解明に向けた調査活動の中で、その対象とされた人が命を自分から絶ったと。これは賛成、反対の意見はありますが、これはきちんと本当のことを解明せなあかんという世論が高まったんですよ。

そして7月18日、金澤博議員と山崎昭次議員の連名で、西澤議員、建部議員は官製談合疑惑でちり上げの真実を語れ。この見出しで出ました。そのときに村田和久廣氏が亡くなった。こういう死に方をせざるを得なかった。何でやということちゃんと解明してくれ。幾つも電話がかかりましたし、会う人、会う人が、命を落とすことまでおまえやったのかと言われました。金澤議員からも、殺しておいてよう来られたなと言われました。これは名誉毀損に当たることで手続を後ほどしていきますが、こういう点でもいろいろと本当のことを知りたい。遺族の方もそうだと思います。

そういう点で、職員の方々は入札にかかわる、全部を知っているのは野瀬主監です。しかし、部分、部分はおかしかったなというのであらわれてきて、去年の12月、1月、2月、3月と進んで官製談合疑惑の中心点、つまりランクアップの問題、それから40万円の隠されたこと、そして、すぐさま株式会社伊藤組の30万円の隠されたことも明らかになってきました。そして百条委員会が設置されて、真実が1つずつ明らかになったんです。

その明らかになった概要の中でも述べられている4点が事実として述べられています。その事実に対して、そうじゃないんだという合理的な理由が出てくるのかと思ったら、その4点の事実についてこれは勘違いだ、白だということでの反論はないんですが、山崎昭次議員にお尋ねしたいんです。この委員長報告で言えば8のすぐに書かれています。6ページの2の①です。そこで書かれている黒丸の4点、こんなことはなかったというように、これは事実が述べられています。それについてずっと調査を進めた論述がされています。この事実について、こういう事実はなかったということが言える材料を示してほしいと思います。山崎昭次議員の見解で結構です。

○金澤副議長 その前に、今の西澤議員の質問の中に、前局長のことで、私は前局長が死ぬ2日前に本人に確認したんです。おい、和久廣、わしも親戚やと。せやけど、おまえがほんまにこれに関与してるんかと。あつたら言えということ私を私は本人に確認しているんです。だから、私は関係していないと。そんな現場にいるんじゃないし、そんなことはしてへんで心配せんかてええという言葉聞いたので私はこういうふうに、宝来発言は何でもっと早う言

うてくれなんだということをそこで言っているわけです。

あと、今の問題、山崎議員、答弁。山崎議員。

○山崎議員 ①から④まで目を通させていただきますと、確かに事実であると認めます。

○金澤副議長 建部議員。

○建部議員 少数意見の方の質問です。

この少数意見、実は先ほど委員長報告がありました。この委員会の報告書に対して反対の意見があるから少数意見として留保されたいという申し入れでもって少数意見というのが出されるんです。この少数意見の報告書を見ると、少数意見の留保にしたいという、そういう旨の体をなしていない。なぜなら、先の委員会の報告書の中には、官製談合があったものと疑いを認めております。

ですから、これの反対意見ですから、官製談合がなかったものと思われる根拠をこの文言の中に入れておかなければならないんです。この内容、1から8まであります。疑問という言葉が5カ所に出ております。この疑問という、その疑問を説明をして、疑問に対して答えたら、これは官製談合を認めることになるんですね。

それと、1番に、官製談合疑惑のあるもう1社伊藤組と書いています。浜野工務店の官製談合疑惑を認めた上で、あるもう1社という表現は、完全に浜野工務店の官製談合疑惑を認めていることになります。

それで、8番目のところ、先ほど西澤議員が言いました。町や議会での告発までの行為はできないのではないか。金澤副議長、先ほど説明がありました。中間報告では告発はできないのと違うかという話があったけども、中間報告でも実はできるんです。この告発はしなければならないという義務規定であります。町もそういう不正を知ったら当然告発しなければならないという義務が課せられます。

また、百条委員会のこの議会においても、証言に偽証があったり、記録の不提出があったら告発しなければならないという義務規定であります。

ですから、ここの表現は間違いであります。

最後、9番目に、確たる証拠も確認されないまま談合ありきの想定のもと作成された信憑性のない調査報告書には賛同できないとあります。ならば、なぜ賛同できないか、官製談合がなかったと言える根拠をここで示さないと、これは少数意見の留保にはならない。

そこで、最後に、山崎昭次議員にお尋ねをいたします。

あなたは、きのう、私は官製談合があったとは思っていませんと委員会で発言をされました。そこでお尋ねします。あなたは何をもって談合がなかつ

たと言えるのか、お答えください。

○金澤副議長 山崎議員。

○山崎議員 今、厳しく言われますが、官製談合がなかったという証拠と言われても、そういうものは差し出せるものではないし、私は当初から官製談合はなかったと信じております。

○金澤副議長 宮寄議員。

○宮寄議員 手短に行きたいと思います。

2番の真ん中ですね。何かほかからの圧力や誘導があったと考えられる。ということは、私たちが宝来証人に対して圧力や誘導をしようという文なんでしょうね、これ。宝来証人は宣誓をされて、まして事務局長補佐という要職にあられる方です。私たちの圧力や誘導で屈される方じゃないと思うんですけどね。これはどういう意味なんでしょう。何かほかから圧力や誘導があったと考えられる。これが1点。

それと、この最後から2番目。公務員の告発義務として行ったものであるとすれば、そういう点できのう委員会でも、私、言わせていただきましたが、地方自治法34条、35条、よくお読みくださいと私はきのう言いましたよね。お読み願えましたか、ご兩名。昼からの一般質問の中でも、それは行政に対してお聞きいたしますけども、まず、きのうの委員会の中でよくお読みくださいねと、私、言ったはずですよ。宝来証人の言われたことが義務違反になると、知り得た秘密を守らなければいけなかったのか、知り得た犯罪を告発したのかと思うんですがね。お答え願えますか。

○金澤副議長 圧力や誘導ということですが、先ほど私が申し上げましたように、5月31日の参考人と11月8日の証人喚問の内容ですね。だから、記憶がなかったと。それがとっさによみがえったには何か裏があるんじゃないかということでこういう表現になっているわけです。

そして、公務員の告発義務というのは、公務員として職務上知り得たことは、それを自分が警察へ告発しに行っているわけです。それならば、なぜ公務員として警察に証拠を持ってもっと、ここに受理されなかったと自分で認めているわけです。だから、証拠のないことを警察に言ったところで何もできなかったと。

宮寄議員。

○宮寄議員 きのうも委員会で申し述べましたが、宝来証人はみずから警察に行かれたのではありません。きのう委員会で私は言いませんでしたが、私の取り調べ警察、県警の碩刑事からも私は聞いております。この前宝来さんに来てもらったのよと。刑事が来てもらったんですと認めているわけですね。私も、これ、公の場でしゃべっているわけですよ。宝来さんみずからが警察

に告発しに行ったんじゃないんです。きのうも申し上げましたよね。理解能力、持っていたきたいんですよ。宝来さんが行ったんじゃないんです。警察に、事情を聞きたいから呼ばれたの。告発しに行ったんじゃないの。そこをご理解願えますか。

○金澤副議長　また最後の議事録で確認します。

最後に、私はもらったのは29日の朝でしたので、その発言は後ほど確認します。

宮寄議員。

○宮寄議員　それと最後、もう1点、先ほど金澤副議長が、村田前局長が生前中、亡くなる2日前に、私は聞いたと。村田さんは何も言っていなかったと、そんなことは。そういう場で、この前の議会でも委員会でも問題になりましたが、あえてそれは私としては伏せておこうと。細かいことは問題にせんとうと思っておりましたが、先ほどあなたからまたその発言が出たので、これは追及しなければならない決断をいたしました。

この前の委員会でも証言が出ているように、5月29日だったか、8日だったか、宝来証言の中で、焼き肉屋に5名の議員が集まって、村田前局長を叱咤激励か、恫喝か、それは、もし刑事事件になれば明らかになることでしょうけど、私も黙っているわけにはいきません。私たちの認識では、私たち委員会が追及するから村田さんが亡くなったんだぞという世間の風潮がございました。よくよく調べてみると、その焼き肉店であなたたち5名、集まった5名が恫喝をしたという証言も店員から得られています。あえて言いたくなかったんですけども。

さて、村田局長が亡くなった動機は、私たちのこの百条委員会が追及されたから亡くなったのか、あなたたちが恫喝したから亡くなったのか、それはわかりませんよ。それなら、刑事告発をして司法に調べてもらわなければいけない。そこまでしたくありませんでしたけど、あなたの口から何度もそれが出てくるものやから、よっぽどそれをしてほしいのかなと受け取りました。

以上です。

○金澤副議長　宮寄議員、私は聞いたことだけを言っているんです。だから、あなたが言っているように、今後とも、今ここで報告書をどういうふうに行政が受けとめてするかということは今後のあれですので。

次に、何か意見はありませんか。

木村議員。

○木村議員　先ほども宮寄議員がお尋ねになられたんですが、少数意見の方の2番で、何かほかからの圧力や誘導があったと考えられるという一文が、今さっき金澤副議長の方からは答弁があったんですけど、ぜひこのことについて

て山崎昭次議員がどういうふうに思っておられるのか、宝来氏は宣誓の上、そして何もうそをつく必要がないと思っております。ですから、山崎昭次議員がこの一文を誘導があったと、圧力や誘導があったと考えられるというふうに書かれておられるのはどういうことをもって言われているのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○金澤副議長 先ほども申し上げましたように……。
山崎議員。

○山崎議員 誘導があったとは断定はしていないんですけど、ほとんどこの委員会は、何とか聞いたとか、そうらしいとか、そういう表現ばかり多いような気がします。それで、私がちょっと疑問に思うのは、宝来さんというか、相談をするというか、談合は私はなかったと思えますけど、仮に談合の話なんかをするのにそんな場所で、ばんばんばんばん聞こえるような大きな声で話なんかするのかなと、一から十まで全部わかるような話をするのかなということを疑問に思いましたので、ちょっと信憑性に欠けるという点を感じました。

以上です。

○金澤副議長 木村議員。

○木村議員 今の答弁に関しまして、圧力や誘導があった。それが圧力や、宝来証言で、事務局でいろいろと普通の声でしゃべっておられたということに関して、それがなぜ圧力や誘導があったと考えられるのかが、そこがどういうふうに結びつくのかが知りたいと思えます。

○金澤副議長 私の方から補足します。

先ほど来から言っていますように、5月31日と11月8日の内容が、参考人と、そしてまた証人喚問のときに、5月31日はまだよくわからないと、断片的にばかりしか耳に入ってこないのでもあまりよくわからないということが主な参考人としての発言です。しかし、11月8日になったら急遽記憶がよみがえったかのように、ここに書いていますように、鮮明になって、先ほど言いましたように1年半もたったことが急によみがえるものかと先ほど私は言いました。だから、それがこういう文章になっているんです。おかしいと。だから、何らかの圧力や誘導があったんじゃないかと、ここで考えられます、こういうように持っていていっているんです。

木村議員。

○木村議員 金澤副議長の答弁は納得はできないんですけど、そういうふうに思われたんだというふうだったらそれは仕方ないんですが、私が言いたいのは、山崎昭次議員はどういうふうに思われておられるか。金澤議員と同じように思われているのかどうか知りたいわけです。

○金澤副議長 山崎議員。

○山崎議員 金澤議員とは幾らか部分的にはちょっと食い違う意見もありますが、官製談合はなかったという趣旨のもとに、同じ考えで少数意見報告書も作成させていただきました。

以上です。

○金澤副議長 木村委員。

○木村議員 ごめんなさい。困らすつもりは全然ないんですが、山崎議員、圧力や誘導があったと、いわゆる宝来氏の証言は長くにわたってやってもらったわけですけど、その中でそういうふうな圧力や誘導があったような証言をされたと思われているのかどうかを知りたいわけです。

○金澤副議長 山崎議員。

○山崎議員 誘導、そういうのは私個人はなかったと思いますが、やはりなぜか先ほど言うたように、何もかもそんなに聞き取れるような、密談というのが、そういうのが行われたのかなということには疑問を感じます。圧力、ちょっと答えることができません。

○金澤副議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○金澤副議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 委員長報告と少数意見、保留にならない意見であります。それに対する論議がありました。少数意見についての討論ではございません。調査報告書に対する、委員長報告に対する賛成討論であります。

私は、昨年7月9日のテレビニュースから始まって、順繰りに官製談合疑惑への疑いを深めていった私の認識から、また、こんな入札でいいのか、落札の実態そのものがおかしいということで町民の皆さんに提起をしてまいりました。こういう立場から申し上げていきたいと思っております。

その1つには、議会運営委員会での、昨年です、6月議会を迎える、臨時議会を迎える議会運営委員会での北川議員の発言、これを議員だよりとして私は公表をしました。載せました。それに対して濱野議員からは名誉毀損をほのめかす言葉もありました。

しかし、今に至ってもその名誉毀損の手続はされておられません。そして、7月18日は各新聞社に、新聞に官製談合疑惑でつち上げの真実を語れとする、私そして建部議員らを名指ししたチラシが発行された。その中でも一番の疑惑の当事者である濱野圭市議員の名前は登場しませんでした。そして、官製談合疑惑の談合情報通報者が山崎町長に謝罪をしたというのが全くので

たらめな作り話だったということを野瀬主監が認めて公になりました。

このように、談合疑惑側にいた人たちの小細工が一つ一つ暴露をされて、通用されなくなると、事実の積み重ねが、そして世論がつくられて、本当のことを話そうとする職員の中にも、また町民の中にも勇気が生まれました。この調査報告書に実を結んでいったことを実感します。

今、調査委員会の取り組みを通じて甲良町が新しく生まれ変わろうとしていることを私たちは受けとめる必要があると思います。これらの前進面を活かして、一直線にはいかないと思いますが、良識の通る町、胸を張って次の世代に引き継げる町、安心して暮らせる町の基礎を固めるように努力をしていく必要があります。

先ほどの濱野議員の弁明、山田議長の不信任決議に反対する話もありましたが、全く反省はしていない、こういう態度がありありであります。告発するなら勝手にやったらいい。こういうことであくまでしらをつきとおす。そして、反論そのものは事実に基づいた、また合理的な反論は一切この期間にありません。町民の世論と連帯した取り組みだったからこそ、また、町民の願いに応えた説明の活動だったからこそ、このような結論が得られたものであることを深く受けとめています。行政の責任者と議会の代表である副議長、正副議長が仕組んだ談合という不正は、合理的な疑いを持たれたこと自体が極めて深い失態であります。この議案審議においても地方自治法の除斥を2人は受けており、さらに議長は不信任と辞職勧告決議、そして今日は不信任決議が再度可決されました。前副議長の濱野議員は、議員辞職勧告決議を受けており、この重みをしっかりと受けとめるべきであることを改めて指摘したいと思います。

一方、疑いを持たれた濱野議員の発言を聞いておきますと、先ほども言いましたが、この疑惑について40万円とランクアップ、そして具体的には宮寄議員と宝来証言の証言に対して具体的な反論はありません。

そして最後に、重要なかわりを持った疑いの強い村田事務局長が自殺という道を踏まれました。痛ましい事件が起きました。また、この官製談合疑惑をはぐらかすねらいを持ったと強い疑いを持たれる恐喝未遂事件が起こって3人の逮捕事件がありました。幾つもの困難に直面しましたが、議会の良識ある多数のそれぞれの努力、北川町政の協力、町民の支援で今日この結論に至ったことをもろ手を挙げて喜んでいる1人です。こういう私の心境を述べて賛成討論とするものです。

○金澤副議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○金澤副議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、委員長報告を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○金澤副議長 着席ください。

賛成多数であります。

よって、官製談合疑惑等調査特別委員会委員長報告は可決されました。

ここでお諮りいたします。

今年の3月議会において、全員で可決され、設置された官製談合疑惑等調査特別委員会委員長から調査報告書が提出され、ただいま本会議にて可決されました。このことにより、当委員会の調査を終了いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○金澤副議長 異議なしと認めます。

よって、官製談合疑惑等調査特別委員会は終了されました。

ここで山田議長と濱野議員の入場を認めます。

(山田議長と濱野議員 入場)

○金澤副議長 ここで、諸般の報告をします。

ただいま、委員長報告がありまして、官製談合疑惑等調査特別委員長報告は可決し、当委員会はこの報告をもって終了することになりましたので報告します。

ここで、議長と交代いたします。

○山田議長 それでは、ここでしばらく食事休憩といたします。再開は3時より再開いたします。

(午後 1時45分 休憩)

(午後 3時00分 再開)

○山田議長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

次に、日程第13 請願第2号を議題といたします。

本請願については藤堂一彦議員が紹介議員となっておりますので、藤堂一彦議員から提案説明を求めます。

藤堂一彦議員。

○藤堂一彦議員 農協から請願が出ております。その紹介議員に私がなっておりますので、私の方から説明をさせていただきます。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

甲良町議会議長 山田壽一様。

請願団体 東びわこ農業協同組合。

住所としては、彦根市川瀬馬場町922の1。

経営管理委員会会長 梅本勇。

代表理事長 澤憲一。

紹介議員は私でございます。

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する請願。

【請願趣旨】。

政府は、平成22年11月9日「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、この中で環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）について、交渉の参加・不参加の判断は先送りにしたものの「関係国との協議を開始する」としたところです。

基本方針では、我が国農業分野について「国を開く」ことを目標に掲げていますが、我が国は世界最大の農産物純輸入国であることから、農業分野は既に十分に開かれており、国民の圧倒的多数が望むのは食料自給率の向上であります。

仮に今後、政府がすべての品目を自由化交渉対象とし、TPP交渉に参加する判断を行えば、食料自給率の向上どころか国内農業を崩壊させることになってしまいます。農家所得が補償されても輸入は増大し、国内生産の崩壊、関連産業の廃業、地方の雇用喪失により、地域経済・社会にも壊滅的な打撃を与えることは明らかです。

加えて、WTO農業交渉における「農業の多面的機能の発揮」と「多様な農業の共存」という高い理念の実現に向けた取り組みは一瞬にして水泡に帰し、多くの国々や関係者の信頼を裏切る背信行為となるものです。

こうした我が国の将来にかかわる重要な課題を包含していることにかんがみ、今後のTPP交渉への参加・不参加の判断にあたっては、国会において慎重に審議するとともに、国民に対する詳細な情報提供を行い、国民の総意を得ることが必要であります。

つきましては、地方自治法第99条の規定に基づき、下記の事項を内容とする意見書を政府および関係機関に提出されるよう請願します。

【請願事項】。

1、関税撤廃が原則であるTPP交渉への参加は、国内農業へ甚大な影響を与えるのみならず、我が国の食料事情を極めて危険な状況に追い込み、食料安全保障の観点から国の存続を危うくする可能性が高いため、交渉への参加は断じて行わないこと。

2、今後、国際貿易交渉にあたっては、多様な農業の共存を基本理念として、食料安全保障の確保や農業の多面的機能の発揮を図るなど、日本提案の実現をめざすというこれまでの我が国の基本方針を堅持し、食の安全・安定

供給、食料自給率の向上等を損なうことは行わないことを基本とする「食料・農業・農村基本計画」の方針を貫徹すること。

以上であります。どうかよろしく申し上げます。

○山田議長 それでは、ここでお諮りいたします。

これより、審査願います請願第2号につきましては、会議規則第92条第2項の規定によりまして委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論です。

農協の請願の趣旨にも書かれています。それを補強する意味で少し述べたいと思います。

T P Pは例外品目を認めない。全品目の関税を撤廃する協定であります。それで、そのT P Pについてはそもそもどういう制度であるかということについてはなかなか報道の機会がありません。私を手元に持っていますのは、農民運動連合会という農民の組織が発行した機関誌の中に、「T P Pは」というのに書かれています。環太平洋戦略的経済連携協定は、例外品目なしに100%の貿易自由化をめざし、物やサービスのほか、政府調達や知的財産権など広範な分野を対象とした経済連携協定です。これは、労働も、それから金融市場も無条件であります。シンガポールとニュージーランドの自由貿易協定、F T Aと呼びますが、これが土台となりチリ、ブルネイを加えた4カ国の協定として2006年5月に発効しました。アジア太平洋経済協力会議、A P E Cですが、これに参加する諸国の加入を想定したモデル協定とされています。現在、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアの5カ国の参加をめざし、現加盟国4カ国を含めた9カ国が交渉中、今回の農協さんの請願はこのことに加盟することに危機感を抱いているものがあります。

農水省が発表した試算を見ましても、10月27日に発表されています。

農業生産額が年間4兆1,000億円減少、供給熱量で見た自給率、食料自給率は、現在の40%が14%に急落する。米の生産量は90%の減少、砂糖、小麦はほぼ壊滅する。農業の多面的機能が失われる。損害額は3兆7,000億円に上る。農業関連産業も含めたGDP、つまり国民総生産ですが、年間7兆9,000億円減少する。そのために労働の雇用の市場は340万人の雇用が失われると試算をしています。

また、地域そのものが農業県、北海道と言われているところではありますが、北海道庁が発表した試算、これは10月25日に発表されていますが、北海道経済への損失額が2兆1,254億円、農家の戸数が3万3,000戸減少すると推定します。そして、滋賀県の、これは県の発表ではありませんが、米の生産県である滋賀県において米生産量の90%の減少になる。こういう試算が出されていて、壊滅的打撃を与えるもので、菅内閣が言っているように、農業振興も、そしてTPPも、これは両立はあり得ないというように批判をされていますし、先ほど11月27日に行われました農業のシンポジウムには、北川町長からメッセージを寄せていただいて、町村会全体がTPPへの参加加盟について危機感を持っている、こういうメッセージもいただいたところでもあります。

そういうことも述べて、請願に賛成討論としたいと思います。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、請願第2号は採択されました。

この件については、本日、議会終了後に議会運営委員会を開催いたしまして、日程について協議されますようお願いいたします。

続きまして、日程第14 これより、一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより順次許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により、1人35分以内としますので、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いいたします。

まず、最初に、6番 宮寄議員の一般質問を許します。

宮寄議員。

○宮寄議員 許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

なお、北川町政になられましてから初めての私の一般質問だと思います。

まず最初に、町長または総務課長にお尋ねします。

まず最初に、行政職員のあり方についてであります。地方公務員法第34条に、秘密を守る義務で、「職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職をのいた後もまた同様とする」とあります。今、尖閣諸島問題で海上保安官である公務員がビデオ流出等の守秘義務違反とか、大きな話題となっておりますが、甲良町でも百条委員会で明らかになってきていることがあります。今年の3月に退任された野瀬主監は、在任中に秘密は秘密やけど、ほんまはあかんと不正であることを認識していながら入札情報のある人物にちよくちよく漏らしていたという事実がわかってきました。これは本人が言ったものであります。

また、入札参加者が、入札の2、3日前に何社参加するかという業者一覧表が特定の業者に渡っていたことなど、いろいろな情報が漏れていたということもわかってきました。

また、野瀬主監が退職時に不正に書類等のコピー等をして持ち出していることも判明いたしました。

そこでお聞きしますが、このように既に退職された方でも在職中に不正があったことがわかれば、町としてどのように対処するのですか。お聞きいたします。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 今、地方公務員法34条の秘密を守る義務についてということでご質問をいただきました。公務員の守秘義務につきましても、行政機関が有する情報の中には公開すれば特定の者の利益や社会全体の秩序を損ねるといったものがございまして、漏らすことのないよう秘密を守るという義務が課されております。議員のおっしゃるとおりでございます。個々の職員の服務規律ということでございます。

おっしゃっていただきました退職をしている者についてというふうなことでございましたか。実は、そういう退職をされた後、退職後の懲戒処分というふうなことになるんですけども、もしもそういうふうな場合が、違反があるということになりましたら。その部分についてはさかのぼって処分をするということにはできないという意見にはなっております。そこら辺のことは、内容については十分審議をしなければなりませんけれども、一応そういうふうなことでございます。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 今の部分ですが、またその知り得たことが不正なことでも黙っている方がいいのか、公務員であれば不正をただすという使命もあると考えますが、刑事訴訟法第239条をご存じですか。何人でも犯罪があると思料するときは告発をすることができる。また第2項では、官吏または公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは告発をしなければならないとあります。くどいようですけど、告発をしなければならないですよ。官吏または公吏ってもちろんおわかりでしょうね。公吏とは地方公務員、すなわち皆様方です。

そこで、その勤務中の雑談話が犯罪にかかわることならすぐにでも告発しなければならないのが公務員と思うのですが、いかがでしょうか。町の考えをお聞かせください。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 宮寄議員がおっしゃっていただいていますように、公務員には法令に違反しているという反則事実を職務上で発見した場合には告発の義務を課されてございます。ただ、それと守秘義務との関連というふうな部分でございまして、その秘密の範囲が一般人が知らない事実であって秘密として保護すべきかどうかというふうなことが問われるということだと思っております。議員がおっしゃるような反則事実がある場合には告発義務という規定はございます。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 では、勤務中の雑談話をすぐにでも告発しなければならないのが公務員と、私、先ほど質問しましたが、百条委員会でも、先ほどの午前中の議会でも問題になっておりました部分ですけども、議会事務局で行われていた雑談話を証言なされたという部分がありますが、これは守秘義務違反に当たるのですか。公務員が知り得た情報を告発したと私は思うんですけども、これは公務員として守秘義務違反なんですか。どうなんですか。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 その点についてですけども、一応今、今回報告書をお聞かせをいただきましたし、また、百条委員会という中で起こっているというふうなこともございまして、その内容についてもう少し十分に把握する必要があるかという思いはするわけですけども、例えば、百条委員会に証人として呼ばれたというふうなことで考えた場合に、議員さん全員の賛成で官製談合疑惑の全容解明をするという趣旨で議決のもとに設置された委員会に証人ということと呼ばれているということになってまいりますと、証人には罰則や偽証罪も適用されるということもございまして。行政の方も当初から調査活動には協力をさせていただくというふうなことにもなっております。

そして、今、議員がご指摘のように、刑事訴訟法の239条の2で、公務員は告発義務を持っているということもございます。知り得ていることについては職員として証言をするということは、出席をして証言をするということは大切なことだと思っています。

守らなければならない秘密というのは、公にすることによって個人や組織の被害を害するというふうなものでございます。今、おっしゃっていただいている内容については議会の事務局内で見聞きしたもので、秘密として本当に保護するに値するかどうかというふうなこともありますし、また、急な委員会の要請で若干の手続的な適正さを欠くというようなことがあったかもしれませんけども、この百条委員会の趣旨、また刑事訴訟法239条の2項の公務員の告発義務の観点というふうなことから考えると、違法性とかそういうふうなものはないのではないかなというふうに思っています。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 7割ぐらいはわかりました。総務課長がお答えになられた若干適正さを欠くというところが少しひっかかるんですけども、私が言っておるのは、あえて実名を出しますけども宝来証人のこととでございます。もちろんおわかりだと思いますが。急遽参考人として5月に、この前の11月に証人として急遽要請をされたと、委員長から、ということで、今、総務課長は若干適正さを欠く部分もあったかと思われませんがと言われましたよね。どの部分が適正さを欠くんですか。欠いたんですか。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 一応、もう少し百条委員会の内容等についてしっかりと把握する必要があるので、そこら辺のことがあるわけですけども、起こっておりますのは34条2項の中に、法令によって証人、鑑定人等になり職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては任命権者の許可を受けなければならないと。また、3項では、法律に特別の定めがある場合を除くほか、この任命権者の許可については拒むことはできないというふうなことが書かれています。要は許可を受けるというふうなことと、その任命権者は拒むことができないと。許可をしなければならないというふうなことの規定になっています。そういうふうなことで、にわかや要請というふうなことでそこら辺があったかなとは思いますが、現実的には百条委員会という公式な場でもございますし、この部分が34条2項に該当するかどうかというのがまだまだわかりませんので、全体としましては違法性がないというふうな思いをしています。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 9割ぐらいわかりました。残りの1割は、にわかには呼ばれたこと

がひっかかるというような理解を今したんですが、にわかに職員が証人に呼ばれて何か不都合なことがあるんですか。にわかに呼んでもらっちゃ困るといような意味にとれたんですけど、私には。どうなんですか。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 一応そういうふうなことで緊急に呼ばれるということについての規定もあるように議会の方からも聞かせてはいただいております。そういうふうなことで採用されるんだろうと思いますけども、規定上で書かれていることと言わせていただいたというふうなことでございまして、深い他意はございませんのでよろしくお願いします。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 100%わかりました。

では、次に、官製談合疑惑等調査特別委員会、言いやすいので百条委員会と言っておきますが、その委員会の経過等を職員への周知についてという意味でお聞きいたします。

先ほど委員長報告で百条委員会の調査報告がされました。こうした中で、聞くところによると、今、百条委員会で告発の対象となっている何の役職もない町民の方が公費で九州佐賀県などに出張に行ったり、また、指名停止中の業者に見積もりを依頼したと聞きます。指名停止中の業者に見積もりを依頼することは違法ではございません。それは私も調べ済みです。けれども、これだけ新聞紙上やテレビで大々的に報道されているし、職員としてある程度のことはわかっているはずだと思うのですが、実際に職員として町の状況はどこまで認識しているのか、また、町としてどのように職員に周知徹底しておられるのか、知っていてそのようなことが行われているのか、その対応についてお聞きします。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 百条委員会の経過について職員にどのように周知しているのかというご質問だったと思います。

11月29日ですけれども、課長会でこの部分についての周知について図ったということでございます。具体的に申しますと、それまで百条委員会は、今回を含めると12回開催されていたと。あの時点で12回開催で、今度12月議会の中で報告書が提案されるというふうなことやらも含めてお伝えをしたわけですけども、職員はほとんど新聞報道というぐらいだけであったかなというふうに思っております。

といいますのも、報告書が議決されてから職員に周知していくとそういうふうなことで、前提として明らかにしていきたいというふうな思いもございましたので、そういうふうな状況でございまして、今のを含めてですけれど

も現時点では百条委員会の経過や内容を職員には周知はしていないというものでございます。

ただ、先ほども言いましたように、11月29日、課長会が寄りまして新年度予算の見積もり等々のことで、見積書の依頼をした部署がでございます。先ほども議員におっしゃっていただいたように、見積もりをいただくということについては間違いはないわけでございますけども、その後、見積書について控えてもらった方が、この時期でございますのでいいのではというふうな連絡が、キャンセルというふうなことで伝わったということで、そういうふうな行政対応のちぐはぐさというふうなものが見受けられましたし、そのようなことの点の改善も含めまして課長会で6カ月間の入札参加指名停止になっているというふうなことと、新聞報道をされている新聞スクラップを使いまして、その時点での百条委員会の周知をさせていただいていたということでございます。

以上、そういう流れでございます。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 この業者に見積もりを依頼した、しない。その部分はよくわかりましたが、何の役職もない町民の方が公費で出張に行ったりという部分で、今現在告発の対象となっている方なんですよね。こういう部分に関しては今後どのような対応をとられるのか、どのような検討をされていくのか、お聞きいたします。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 今おっしゃっていただきました方でございますけども、旅費の伺いが出てまいりましたので、参加についての根拠について面談をさせていただいたということがございます。その中で、長寺の子どもたちの合宿や、従来から子どもを守り育てる会の活動や行事に参加されているということ、また、現在顧問という役職についていられるというふうなこともございまして、参加いただくにあたって資格は満たしているというふうな思いもしたわけでございます。今回の旅費支出につきましては、守り育てる会の総会資料や役員名簿、館長から活動内容についても聞かせていただいて参加について行っていただくというふうな形にさせていただきました。特に時間的に間近に迫っていたというふうなこともございますし、その節には当初から予算枠も確保されていたということもございまして、そのときに許可の条件としまして来年は旅費や補助の見直しをさせてもらうのでよろしくお願ひしますというふうなことも添えて許可をさせていただいたという経過がございます。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 行政としての言い分はよくわかりました。この点についてもう1

点、私の疑問点を申し上げますが、今、子どもを育て守る会とおっしゃいましたが、何も私はそこまで聞いていなかったんですけど、たまたま出ましたもので。この会長はたしか山崎真由子さんだったと思われま。この方が、普通なら会長が行かれるべきなんです。私は、この会長が甲良町の予算で行くのなら何も不服は申しません。この会長は豊郷町の経費を使って同じ佐賀県に出張なさっていたということが事前にもわかっておりました。なぜ顧問のこの方が、長寺センターの経費だったと思うんです、私もこれは前々から推進していた身ではございます。何もこの経費を削れとか、そんなようなことを言っているのじゃなくて、行っても資格のある人物なのか。確かに顧問だから認めました。それはもう結構なんです。もう行ってしまった後ですから。そういう部分で私は抗議というか、そういうのを長寺センター長にも申したことがございます。会長が豊郷町の経費で行って、顧問が甲良町の経費で行く。ちょっと不自然じゃないかという点がございましたので一言言わせていただきました。こういうことはどこかでストップをかけないと来年からも起こっていく問題でございます。こういう方たちの不正な使い方じゃないんですけど、れっきとした町から認められた公費で行かれているわけですが、人選ミスというか、ちょっとおかしいんじゃないかと。今、疑惑の渦中なっている方にそのような町民の税金を使って行かれるのはいかがなものかと思われましたので、そんなに子育ての件に関して真剣に取り組んでおられるのであれば自腹で行っても本望だと思んですけど、そういうことも申し添えておきます。あえて今の言葉に答弁は結構です。

そうした中で、職員の中にはいろいろな陰口を言われる方もおられると思います。私は、10月8日金曜日に保釈という形ですけれど帰ってまいりました。翌週の月曜日か火曜日、10月11日か12日だったと思いますが、課長級の方々にあいさつ回りをさせていただきました。その後で聞こえてきたことですが、ある幹部職員の1人が、あれは懲りてないなと言っているという声が私の耳に届いてきました。その幹部職員がどう思われようかその方の勝手自由でございます。しかし、私の耳に聞こえてきたことは事実なんです。住民主体のまちづくりと人権尊重のまちづくりの二本柱を掲げている甲良町としてどういうことですか。町の最重要課題である人権尊重、人権教育とはどこの課が担当しているのか。町として一丸として取り組まなければならない幹部職員が、まだ判決が確定していない議員に対して余りにも無礼な発言ではないでしょうか。私はよほどその方個人的にその発言の真意を問いただそうと思いましたが、また私に脅かされたと言われて保釈の取り消しなどになっても困りますので、この場をおかりいたしまして職員の周知という意味でどのような対応をされているのか、お聞きいたします。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 今、議員がおっしゃっていただいたように、公判中であってまだ判決が出ていないというふうなことでございます。推移を見守るということも大切でございますし、軽はずみな判断とか、おっしゃっているような安易な発言は慎むというのが本当だと思います。申しわけなかったと思っております。

職員周知についてですけれども、今回、職員研修でという思いを持っておりまして、具体的には1月4日、仕事始めの職員研修におきましてセキュリティアドバイザーの川合さんをお願いをいたしましてコンプライアンス（法令遵守）と住民対応についてと。その中で職員の心構え、そういうようなものについての研修をさせていただこうというふうに思っております。その中で織り込みながら徹底を図っていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 総務課長の見解としてはよくわかりました。せっかくですので、この幹部職員がこの中におられます。私はあえてこの場で言うのを避けようと思っておりましたが、けさも朝のあいさつ、私はおはようと言ったつもりですけど、本人は自覚がなかったのか、無視されて行かれました。という意味においても、あいさつもできないのかと。それじゃ、名指しでやらせてもらおうかという覚悟でこの一般質問に臨んでおります。教育課長ですね、あなた、あれは懲りてないなど。私は言われたわけですね。どのような見解をされているんですか。お答え願えますか。

○山田議長 山本社会教育課長。

○山本社会教育課長 そのようなことを言ったつもりは、全く記憶にありませんし、それから、けさ、宮寄議員と会ってあいさつしていただきましたら、当然あいさつをするはずでございますので、ちょっと私もよそを見ていたのか、その辺はちょっと記憶がございません。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 言った記憶がない。素直に謝っていただければこれでおさめようと思っていたんですが、言った記憶がない。あれは懲りてへんなど言った記憶がないとおっしゃいましたね。じゃ、証人を立ててやりましょうか。言った記憶がない。

○山田議長 宮寄議員、これは個人的な云々より行政に対しての一般質問とか、そういう形でお願ひいたします。

○宮寄議員 わかりました。じゃ、最後に一言。言った記憶がないんですか。その返答だけ。次の質問に移ります。

○山田議長 山本教育課長。

○山本社会教育課長 言った記憶はございません。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 このことは人権尊重を第一に掲げている甲良町として果たしてこのような職員の対応でいいのか、十分に反省していただきたいと思います。まだご本人は言った記憶がないとおっしゃっておりますが、では、そのうち記憶を呼び戻していただきます。

次の質問に行きます。

談合疑惑についてでございますが、今年の2月27日土曜日に福祉空間の竣工式が行われました。その式典のときに、施工業者である浜野工務店に町から感謝状を渡されましたよね。しかし、その後3月に百条委員会が開催され、いろんなことが新聞やテレビで報道されています。そんな中、町民の方から感謝状は返してもらったのか、どうなっているのかと問い合わせがありましたのでお聞きします。

まず、その感謝状は、今現在どうなっているんですか。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 感謝状については役場の方には返ってきてはいません。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 そうですか。談合疑惑もあり、建設業法違反で6カ月の指名停止処分を受けた業者に何が感謝状だ、わび状をつけて返してもらわなければいけないんじゃないかとの声が私のところに届いております。その点、どのように対応されるのですか、今後。

○山田議長 北川町長。

○北川町長 ライフサポートセンターは、昨年7月9日の入札において浜野工務店が落札をしました。その後、官製談合疑惑というような問題が浮上しておりますが、落札されて、そしてそれから後、工事に着工されたわけですね。その中で、百条委員会でいわゆる建設業法違反が発覚したというんですが、その前に2月27日に竣工式をしております。その前に保健福祉課が検査をして、一応工事そのものは設計どおりに完成をしているということで、このことは認められているわけですね。手法については別として。したがって、竣工式ではご苦労いただいた業者の皆さん、浜野工務店さんや、あるいは安澤設計さん、榎崎製材さん、そういうお世話になったところには町としては一応辞令として感謝状を贈呈するということになっておりますので、建設されたものに対してはしっかりと設計どおりにできているということに対する感謝状ですので、それはそういう形で授与したのは間違いがないというように思っております。

ただ、その後に、今言いましたように建設業法違反が発覚した。したがって、そのことについては行政として、じゃ、それに対してどうしてくれるんやというんじゃないしに、業者さんがこれは判断をして決めていただくということになるんじゃないかなと私は思っています。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。行政としては返せの、返さないの云々という要請はちょっと差し控えたいという答えなんですね。その業者の自主判断に任すということで、今後の動向を見て十分考慮していただければ結構でございます。

次に、平成23年1月15日に甲良町商工会の50周年記念式典が開催され、私も含めて議員全員に招待状が届いておると思うんです。そこで、滋賀県からも甲良町からも建設業法違反で指名停止処分を受けた浜野工務店の実質経営者である議員が我が甲良町商工会の会長を務めておられます。大変なご苦労だと思いますが、商工会に毎年800万円前後の補助金が出されておられますよね。また、昨日官製談合疑惑等調査特別委員会で刑事告発対象になった方々が正副会長を務めておられる商工会に町民の税金を投入するのに少し抵抗があるのではないのでしょうか。何も私は商工会をなくせと言っているのではございません。そのような声も本人に直接言えない会員の方々、また町民から寄せられております。行政としてもその声を無視できないのではないかとと思われるのですが、いかがですか。

○山田議長 北川町長。

○北川町長 今ご指摘の件ですが、行政と商工会は、今までからかかわりが非常に大きい。その中で、特に商工会の敷地も甲良町の役場の敷地の中に一部商工会の敷地があって、今の商工会の事務所も商工会員の皆さんの手厚いご奉仕によって建設がされた。そういう中で、私も商工会の一員ですが、常に何かにつけてイベントをするにしても商工会とタイアップ、協力をしていただきながら今日まで進めてきた。そういう経緯があり、今後も夏祭りを含め、いろんな形で商工会とのつながりは、かかわりを持っていかなければならない。特に甲良町の町民の皆さんは商工会員が非常に多い。そういうこともあって商工会の組織、そして商工会員を守る、そういう部分では行政の責任でもあるというような思いはいたしております。

そういう中で、近年景気も悪くなって補助金もどんどんどんどん削減がされてきているというようなことは事実でありまして、そういう中で財政的にも非常に厳しい中、今日まで女性部に45万、青年部に45万、そして本会に720万の補助金を出させていただいているということになっているんですね。今後は、私は以前から、就任をさせていただいたときから考えている

のは、やっぱり全体的に商工会に限らず見直しをさせていただかないかなというように思っています。例えば、皆さんいろんな当て職で委員をしてもらっています。費用弁償が1回来ていただくと5,500円、これも報酬審議会で一度見直してもらったらどうかなというように思っています。社協の補助金とか、あるいは老人クラブの補助金、そういう各種団体の補助金すべてを含めて、商工会の補助も含めて見直しをする時期に来ているのと違うかなというように思っていますので、新年度に向けての予算編成に当たっては、そういうことを十分考慮というんですか、検討をしながら進めていきたい、このように思っています。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 よくわかりました。今からでも町から補助金や委託料を出している個人・団体等についても、人事面や人等について隅々まで十分調査の上、不審な点などがあれば補助金の減額、あるいはカットなどを視野に入れて対応していただきますようお願い申し上げます。

また来年度の予算編成においても補助金や委託料を出している個人・団体等の内容を十分吟味の上、町民の誰もが見ても納得される人事や補助金等を執行されるよう望みます。

このようなことを言いますのは、あくまでもうわさ話ではございますが、来年か再来年かはわかりませんが、福祉事業をえさにしようとしている人物がいるとの話が住民から寄せられております。今後も十分なチェックをしていただくようお願い申し上げます。

それでは、次の質問をします。

住宅リフォーム補助金について、まず、建設課長にお聞きします。今年の当初予算に土木総務費で木造住宅耐震診断業務委託費が30万円予算計上されていますが、今現在の執行状況と今後の見通しについてお聞きします。

○山田議長 建設課長。

○若林建設課長 当初予算の30万円は10件分の耐震診断の補助金でございます。現在のところ、今のところ1件もございませんが、相談を受けている件数が3件ばかりはありますので、それを進めていき、今、体制を建設課の方でしておりますので、できる限り10戸に近い数字で耐震診断を実施していきたいと考えております。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 まだ今年に使われていないということですね。2、3件相談はあって。それではここ数年の実績はどのような実績になっておるんですか。お聞きします。

○山田議長 建設課課長。

- 若林建設課長 この事業につきましては、平成15年度より進めているところでございます。現在まで60戸の方に木造耐震診断をしていただきました。
- 山田議長 宮寄議員。
- 宮寄議員 また同じ科目で、木造家屋耐震診断補強補助金もありますが、この50万円というのがあると思うんですが、使われていないということですか。
- 山田議長 建設課課長。
- 若林建設課長 これにつきましても現在利用はございません。これにつきましては、平成16年度から事業があるんですけど、いまだに申請は出ておりません。
- 山田議長 宮寄議員。
- 宮寄議員 また、この補助金は今までに木造住宅耐震診断業務を受けた方が対象になるのですか。どうですか。
- 山田議長 建設課課長。
- 若林建設課長 この次の段階の補助金につきましては、一応甲良町木造住宅耐震バリアフリー改修等実施要綱というのがございまして、基本といたしまして、まず耐震診断を受けた住宅で耐震度が0.7未満の住宅が対象となります。
- 山田議長 宮寄議員。
- 宮寄議員 この補助金は、今まで町内で何件ぐらいの方が受けておられるのですか。
- 山田議長 建設課課長。
- 若林建設課長 残念ながらまだ1件もございません。
- 山田議長 宮寄議員。
- 宮寄議員 また、その補助要綱はありますか。補助要綱の主なものと町内で補助対象物件は何件ぐらいあるのか、その広報方法はどのように行っているのか。今後の取り組みについてもお答えください。
- 山田議長 建設課課長。
- 若林建設課長 補助金の要綱は2件ございます。まず1件目は、甲良町木造住宅耐震診断派遣事業実施要綱でございます。この要綱は木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として耐震診断員を派遣し、甲良町区域内の木造住宅の耐震診断を実施する事業の実施について定めたものでございます。
- もう1件につきましては、この耐震診断の後に補助金としてつくものでございます。甲良町木造住宅耐震バリアフリー改修等実施要綱でございます。この要綱は先に述べました耐震診断の結果、改修が必要とされた甲良町区域

内における木造住宅の耐震改修または耐震改修と併せて行えるバリアフリー改修を行う住宅所有者に対して補助する事業を実施することを必要なことを定めたものでございます。

一応、耐震診断およびこの耐震バリア改修工事の補助対象となる住宅につきましては、昭和56年5月31日以前に着工され完成している木造住宅が対象でございます。それと、延べ床面積の半分以上が住宅として使用されている木造住宅でございます。それと、階数が2階建て以下で延べ面積が300平方メートル以下の木造住宅です。それと、ちょっと工法的になるんですけど、木造軸組工法の住宅が対象でございます。

それと、耐震の簡易診断となるんですけれども、国・県・町の負担で行いますので、耐震診断の個人負担はございません。それと、次の木造住宅耐震バリアフリー改修の対象となる住宅は、木造耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の住宅が対象となります。

ちなみに補助金でございますけれども、補助対象事業費の100万を超え200万までが20万までの補助でございます。それと、200万を超え300万円以下が30万円、300万を超えるものについては補助金が一律50万円ということでございます。

それと、広報につきましては、広く町民にこの制度を知っていただくことから、「広報こうら」に数回掲載をいたしました。また、平成20年度には全集落対象の集落懇談会において甲良町地震ハザードマップの説明会のときに併せてこの耐震診断と耐震改修補助金の説明を行ったところでございます。

今後の取り組みにつきましては、耐震診断を受けられる方が年々減少しておりますので、広報等を充実させていき、現行制度を進めていきたいと考えております。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 沢山あるんですね。ご丁寧な説明をありがとうございます。

ということで、今、チェックしていこうと思ったんですけども、余り沢山あり過ぎてもう一度言えとは言いませんよ。ということで、こういう補助金は今聞いてもわからないぐらい沢山あるわけですね。余り町民に知らされていないとか、知らない町民の方が多いのではないかと思われるんですよ。ということで、広報等に常に載せるとか、何かの工夫を考えられてもっと全町民にこういう情報が行き渡るような工夫をお願いしておきます。

それでは、次の質問に行きます。

太陽光発電のことは環境対象になりますから住民課だと勝手に思っているんですが、それでよろしいですか。それでは、住民課長にお聞きします。1997年（平成9年）に地球温暖化防止のため京都議定書が採択され、二酸

化炭素など6種類の温室効果ガスの排出量を削減するという目標が設定されました。関西広域連合の広域環境保全局が滋賀県を中心とし環境政策、温暖化対策、自然環境保全に取り組む環境対策として12月6日から業務を開始したところであります。甲良町でも地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの発生を減らし、新エネルギーの導入の話が出ていたと思います。たしか小水力発電の実証実験でパイプ内に発電機を取りつけて発電さすということを以前聞いたことがあります、その後どのようなになっているのか、今現在の取り組みについてお尋ねします。

○山田議長 住民課長。

○山崎住民課長 ただいまのご質問でございます。

新エネルギーの中で、小水力の発電ということでパイプラインということで当初予定しておりましたけども、ちょっと負荷が生じるというようなところから新たな新エネに取り組んできまして、定住自立圏で緑の分権改革事業を活用して現在小水力発電の実証調査に取りかかったところであります。

まず、甲良町犬上川沿岸土地改良区事務所裏に発電器具を取りつけて実証実験をしているということで、今後その調査が済み次第、小水力資源として活用方法の検討を行っていききたいというような状況でございます。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 また、近隣市町では彦根市、東近江市、愛荘町、豊郷町で太陽光発電の補助を出していると聞いております。そこで今後の取り組みに向けて、太陽光発電の資料収集や一般家庭での導入に関する研究等されているのか。

また、どのような問題点があるのか、町での取り組みと今後一般町民に補助金を考えていくのか、お聞きいたします。

○山田議長 住民課長。

○山崎住民課長 ただいまのご質問です。

取り組み状況というようなところですね。まず、新エネルギービジョンは21年2月に作成をしておきまして、そういった中でも取り組んでいるわけでございますけど、まず、公共施設から優先設置していききたいとのことで、ご承知のように西小学校体育館には4.5キロ、呉竹センターには5キロ、またライフサポートセンターに10キロの3カ所に設置をしているところでございます。

また今後の導入につきましても、まず公共施設を優先的にやっていききたいという思いもありますし、他市町を見ましても、まず学校あたりの公共施設、教育材料としながらも進めていることから、今後も公共施設を優先的に進めていながら、今後個人住宅に対しての啓発的な設置促進に向け検討していききたいというふうに思います。

他町では、近隣では多賀町はやっていないと。お手元に事前に調査資料もお渡ししているわけでございますけども、その中で大津市と近江八幡市が補助なしのところに挙がっていますけども、補助金をつけております。

以上のような状況で、町としましては、滋賀県では愛荘町と豊郷町がそういった事業をやっているということでございます。彦根市、東近江市につきましても上限10万円で行っているということと、ただ私の思いでは、普通家庭の電力を賄うには3.5キロワットは最低必要だというようなことを聞いています。その工事を見ていると、キロ当たり六十数万から70万ということで二百数十万円の事業費が要るわけでございます。多少ゆとりのある方であればそういった設置も可能ですけども、まだまだ二百四、五十万かけてもとをとるような、環境促進の意味ではいいことでございますけども、そういった中でごくわずかの助成制度ではなかなか効果も出ていかないと。近隣のを計算しましても、全体の二百何十万のうちの10万の補助金では6%か7%の補助率しかないというようなことでまだまだ普及には至らないというようなことで、今後促進としてはやっていきたいという思いを持っておりますけど、今のところ検討計画をしていきたいと思っております。

以上です。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 今の答弁を聞いておりますと、5、6、7%ぐらいでは促進できないんじゃないかと。それならやってもむだじゃないかというように聞こえるんですけどね。私はそう受けとったんですよ。この近隣市町、湖東定住自立圏を結んでおる彦根市、愛荘町、豊郷町、1市1町の提言なんですけども、中でも彦根、愛荘、豊郷が補助金を出しておると。多賀は出ておりませんが、甲良もそろそろどうですかと私は質問しておるわけなんですよ。そういう意味においても遅れをとってはならんという思いが議員として発生したわけがあります。5、6%ならやめておけばええやないかという答えじゃないんですよ。もう一度その部分だけ。

○山田議長 住民課長。

○山崎住民課長 クリーンな新エネルギーの関係に取り組むということは大変大切な問題でございます。そういった中で、当然行政としてはそういったことを進めていくことは必要かと思われまますけども、今後全くやらないということじゃなしに、いろいろと研究しながら促進計画を立てていきたいと。エネルギービジョンでは、まず公共施設から優先にやっていくというようなことになっておりますので、同時に併せながら個々についてもそういったことを促進計画を今後考えていきたいというように前向きに取り組んでまいろうということでございますので。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次の質問に行きます。次は、下水道について、水道課長にお尋ねします。

まず、山のグラウンドのトイレの水洗化も終わったと聞きますが、町全体の下水道の普及率はどれぐらいか、また、あとどこが残っているのか、お尋ねします。

○山田議長 水道課課長。

○陌間水道課長 甲良町内の下水道の普及率でございますが、平成22年4月1日現在でございますが、町全体で面的整備の普及率は89%、人口比率でいきますと99%の整備ができております。各集落のおおむねが整備できました。後の部分、面的には約1割ほどでございますが、大きい部分で4カ所ぐらい点在した形で未整備のところが残っております。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 そんな中で、町内字別の水洗化率についてお聞きします。

現在、水洗化率の高い字と低い字、また町平均の水洗化率はどれぐらいかお尋ねいたします。

○山田議長 水道課課長。

○陌間水道課長 字別でございますが、10月31日現在の集落別の水洗化戸数でございますが、供用開始の時期でかなり開きがありますので、一概にはあれなんです、低い集落で32%の水洗化、高い集落では88%の水洗化をしていただいております。また、町全体の水洗化戸数としましては57%でございます。これを人口比率に換算しますと65%の水洗化をしていただいているところでございます。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 水洗化戸数比率は57%、人口比率では65%ということですね。

町では下水ますをつけてからたしか3年以上を目安として水洗化を促進していると聞いておりますが、今現在3年以上たっていて水洗化していない住宅率、戸数はどのようになっているのか。先ほどの字によっては水洗化率が悪いところもあるということでしたが、そういう字への特別な対策をしていないのか、また、全体の水洗化率を上げる取り組みはどのようにしているのか、町民への広報方法はどのようにしているのか、お聞きします。

○山田議長 水道課課長。

○陌間水道課長 3年以上たっていて水洗化していない住宅につきましては、甲良町内で998戸ございます。率で申し上げますと42%になります。

また、水洗化率を上げる方法につきましてはということでございますが、今日までの下水道事業は各戸の水洗化も年間約100件接続していただいで

おりますが、面的整備を主に進めてきたことから水洗化率は毎年50%ぐらいで横ばいとなっていました。正楽寺地区が21年度から供用開始となり、おおむね面整備が完了しましたので今後は水洗化に併せて水洗化率の方も上がっていくものと思っております。

統計上の水洗化率は人口比率で算出しているのが多くありまして、22年3月末は62.1%、10月末は65.6%となっております。財政健全化計画では、平成23年度末で人口比水洗化率は74%を目標としておりますが、おおむね目標値に近づけるのではないかと考えております。

低い集落への助成等でございますが、今現在としましては広報等での推進の啓発のみぐらいでございます。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 そこで、この際、水洗化率を上げるため町独自で何か対策を考えていかなければいけないと思うんですが、県内の各町では補助金を出しているところがあると聞いておりますが、実態はどうなのか。たしか甲良町では低所得者、非課税所得、生活保護世帯には補助金があったと思うんですが、他の家庭への水洗化率を上げるため補助金は考えておられないのか、お聞きします。

○山田議長 水道課課長。

○陌間水道課長 近隣の市町等にも問い合わせさせていただいて、どの程度の補助をしているのかというふうな形の調査をさせていただきましたところ、近隣では補助がなしが2町、それとその他の市町につきましては何らかの補助をしているというふうな状況でございます。

甲良町の非課税世帯で限度額として7万円、生活保護世帯として限度額50万円という助成を今しております。昨年まではこの補助にもまださらに供用開始から3年以内でないとかこの助成をしないとか、あと、高齢者等の助成基準等がついておりましたが、この3月で廃止しまして、供用開始から3年以上たっている低所得者等につきましても助成していくように拡大をさせていただいているところでございます。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 よくわかりました。今後も水洗化率が上がるよう少しでも努力をお願いしたいと思います。

最後になりますが、次に、交通安全について総務課長にお聞きいたします。

昨年の9月議会で甲良町長寺および法養寺に係る五差路の交差点のことで一般質問させていただきまして、たしか道路に赤いペイントが入った舗装をしていただき、また、とまれの電光掲示板を12月に、赤い道路にしてもらったのが昨年の12月以内に完成しております。そして、たしか掲示板は1

月に取りつけていただいていると思います。9月議会から3カ月ほどで完成していただいております。この場をおかりしましてお礼を申し上げます。

が、私もこの前1件、事件というか、事故を目撃してしまったんですね。長寺および法養寺に係る五差路の交差点の昨年度、その工事が行われる1年前の事故件数と工事が行われてからの、きのうまでというか、10月いっぱいまでで結構ですので、比較をしたいと思うんですけど、どうなっておるのか、説明をお願いします。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 長寺の五差路の交差点の事故でございます。平成21年1月から12月末までの間で物損事故が1件、そして人傷事故が2件となっております。

また、22年1月から22年10月末までというところでございますけども、物損の事故がゼロ、そして人傷事故が2件ということで統計データが出ているということでございます。

○山田議長 宮寄議員。

○宮寄議員 昨年の人身事故が3月、4月ということで、今年は10月に2件あるわけですね。くしくも私が保釈で帰ってきてから2件起こっておるわけですよね。そのうちの1件は目撃しておるわけです、私。家のつい目の前でございまして、バーンという音がいたしましたので、あ、やったなという感じで表へ出ていきますと、当てられた方の方は岐阜県の方なんです。当てられた側は私たちの長寺区内の私の先輩であります、方が救急車で運ばれていきました。

ということで、物損事故が1件減っているだけで人身事故に関しては一応2件と2件、大差がないという残念な結果になってしまっているんですが、去年の9月に議会で早速言わせてもらって、3カ月以内に工事を完成していただいて、今この場で言うのは心苦しいんですけども、山崎昭次議員、私の家の方のとまれは、結構あれはきいているんですね。私が見ておる限り大概の人はとまっております。山崎昭次議員の家の方から、南の方から北に向かって来られるよその人は特にノンストップで行かれるのをちょくちょく見かけます。というので、できればいつかあのとまれの標識を図にあらわすというか、今ちょっとあらわせないんですけど、道路の中央にUの字で、空中にわかるように、今現在このとまれ、道路の端っこにあるわけですね。それを小さくなくてもいいから道路の真ん中にウの字でもコの字でもよろしいわ。というようにしていかないと、とまる方が、地元の方はわかっているんですよ、とまらなければならないというのは。大概ほとんど90%以上の当てら

れる方はよその方なんですね。だから、あのとまれが、山崎議員の横のとまれがちょっと認識できていないのかなというのがありますから、できればまたこの1年、一度また来年の12月議会で質問すると思います。またこの件数をどうなっているか、もう1年様子を見たいと思いますが、そのときはそういう質問をさせていただくかもわかりません。それを考慮していただきたいと思っております。要望を申しておきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山田議長 宮寄議員の一般質問が終わりました。

ここでトイレ休憩を10分間いたしますので。

(午後 4時25分 休憩)

(午後 4時43分 再開)

○山田議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、9番 西澤議員の一般質問を許します。

9番 西澤議員。

○西澤議員 それでは、早速始めさせていただきます。

先ほど宮寄議員が住宅リフォーム制度の問題について提起し、提案をされてまいりました。私はさらに使いやすい制度を町が検討をしていく必要を一つ一つ提起をしていきたいというように思います。

お渡しをしています資料がコピーをされていますが、住宅リフォーム制度、全国で175自治体に上ります。制度はそれぞれの特質を持っておりまして、しかし、共通しますのは水洗化、さらにさまざまな太陽光発電も、宮寄議員が提案した中身も網羅をして広く町内の建設業者、建築関係の業者に仕事が回せるように、そして、家計の応援をその補助制度から進めていく。こういう立場で充実をさせていく必要があるというように思います。甲良町では創設の段階でありますし、今後提起をしながらいい制度ができるように求めていきたいというように思います。

10月25日に県労連やいろんな団体が、女性の団体も含めて実行委員会をつくって自治体キャラバンがされました。そのときに担当課から前向きな答弁がされたと聞いています。そこで、甲良町での実施の状況、検討がされているんだろうと思いますが、現在の認識についてお尋ねいたします。

○山田議長 産業課課長。

○茶木産業課長 住宅リフォーム制度につきましては、犬上郡の関係等々も調べてみますと、ほとんどの町が実施されている状況下でございます。その中でも特に甲良町については遅れている状況でございますので、今内部の方でも方向についての検討をしているところでございます。要綱なりの検討も含めて今後は詰めていくということになるかと思っております。

以上です。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、実施のポイント、つまり押さえるべき点は何かという点で、非常に大事な示唆が記事の中からございます。お渡しをしております住宅リフォームの記事の上中下は残念ながらコピーをされていません。しかし、その1の上のところに若干のところが書かれています。

そこで、広がる住宅リフォーム助成制度という記事からかいつまんで紹介しますと、特にそれは岩手県の宮古市の取り組みが全国から注目されていると言われています。かいつまんで言いますと、住民にも中小業者にも利用しやすい制度にすることに苦労したとのこととあります。そのかいあって、当初500件5,000万円の予算を組んだが、この9月議会に予想を超える利用申請があつて補正を組み直し、現在3億5,000万の予算枠、それから3つ目に、工事総額が10億4,500万円と約3倍に広がっており、経済効果は16億2,000万円、実に予算の4.6倍となっていると報道しています。20万円から40万円の工事が工事総額の4割、件数で70.5%を占め、小規模なリフォームを多くの住民が利用しているといえます。さらには、市内建設業者500社あるそうではありますが、約500社のうち230社が施工業者となり、建築土木技術者などの求人倍率までこの半年間で0.52だったものが1.09、2倍弱に伸びています。

秋田県横手市の場合は経済効果は8倍と試算されています。秋田県全体では21億円の補助で512億円と推定をしており、実に24倍の経済効果波及を生んでいると。県そのものが試算をしていると報じています。

ちなみに近隣で見ますと、彦根市の場合、経済波及効果、総工費との対比だけでありますが12.1倍だと議会で答弁されたと報道しています。

以上述べてきたように、公共工事では元請となれない小零細業者に直接受注が届くような制度が必要です。甲良町の現状、先進事例などを調査をして、そういうポイント、つまり利用しやすいポイントを重ねていく、制度化していくことが大事であります。

ちなみに、宮古市の担当課の方が述べられていますが、行政は制度はつくるけども本音は利用してほしくないんだということで、利用しにくい制度をつくるのが常だと、言いにくいですけどもというところでインタビューが載っていますが、そうではなくて、先ほども言いました、不況にあえぐ中小建設業者の救済と家計への応援という形でこういう経済波及効果が生まれるところでもありますので、今後の検討をしていく上でも、私としては来年度からでも実施をしてほしいなという強い希望を持っておりますが、その点でも今述べた内容を含めた幅広い、そして水洗化や、それから耐震化も、制度の重

複は避けながらも幅広い利用ができる制度としていくことが求められておりますが、見解をお願いいたします。

○山田議長 産業課課長。

○茶木産業課長 利用しやすい、いわゆる補助制度ということでご質問であろうと思いますが、甲良町につきましては先ほども宮寄議員のご質問の中で各担当の課長が答弁をしておりますように、水洗化なり、耐震化については個別の要綱を制定して事業推進をしているところでありますが、ほかの部分から、このリフォームだけで考えてみますと、いろいろな形の中で要望が出てくるんじゃないかなというふうな思いをしているところがございますので、そういう部分も含めた中での使いやすい検討はしていかなければならないなというふうに思っているところがございますが、財政上の問題もございまして、23年度当初からじゃなくて、その辺については業者も参入しやすい状況づくりも必要かなというふうなことで思っておりますので、十分に詰めていきたいというふうには思っております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 水洗化の補助の点で言っても、その限定枠で言いますと利用者の状況、7万円と生活保護者50万、こういう限定ですと実際の利用率、利用数についてはほとんど伸びていないと思いますし、利用勝手が悪いというように思うんです。ですから、そういう点で広く誰でもが利用できる、気軽に住宅を改修するときそのことが活用できる方法が大事だと思います。

地元業者育成をずっとこの官製談合問題でも野瀬主監が議会の答弁なり、それから百条委員会でもされてきました。これは大事な課題であります。しかし、従来の地元業者育成とのかけ声はありましたが、中身は効率性、実効性がなく、特定業者に偏るもので、結局官製談合の口実に使われてきた疑いが大変強い。そして、今日、そのことが認定をされてまいりました。

地元業者のための真の仕事起こしとなるリフォーム補助制度の導入、そして、それを導入する上での手順ですね。建設業者などのヒアリング、現状を掌握する上でのどういう手順を進めて実施まで前向きな検討を答弁いただきましたが、それを実施する上での準備は何が必要だ、どういうすべを踏んでいく必要があるかと考えているか、ご答弁お願いいたします。

○山田議長 産業課課長。

○茶木産業課長 本町には建設業の登録業者が約100社ほどございますが、それはまた別に考えるとして、いわゆる500万円未満については登録がなかったとしてもできるというふうなこともございますので、登録制度を持っていつて検討しなければならないのかなというふうな形の中で考えております。幅広く使っていただくということからもそういう思いをしております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 登録制度で幅広くというところで考えておられるんだろうと思いますので、ぜひ形が見えるように検討いただきたいと思います。

次に、公営住宅、これは改良住宅を含むわけですが、そこにおける暴力団等排除の取り組みについてであります。

今年3月に行われた条例改正で、暴力団員と認められる者の入所はできないこと、そして、それが判明したときの明け渡し、そして、その諸手続について条例改正がありました。今日までの取り組みの状況、そして問題点、これはどのように進捗をされているのか、ご報告をお願いいたします。

○山田議長 人権課課長。

○中山人権課長 ただいまのご質問でございますけれども、条例化にあたりましての中でもちょっと担当の方から申したい内容かと思っておりますけれども、まず、議会、条例成立後に彦根警察署長と甲良町長の間で協定書、これは警察との連携に関する協定書を締結いたしております。その後、条例改正に伴います啓蒙という趣旨で、両住宅、改良住宅、公営住宅の建築のございます長寺地区、呉竹地区の地域総合センター、ふれあいの館、はばたきの館にて条例改正が行われた趣旨、内容のチラシ掲示を行っているところでございます。

課題と問題点についてのご質問もございました。暴力団排除の課題と問題点といたしましては、まだ整理できる状況にまで至っていないという感じを持っているところでございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、具体的な事例が訴えられています。今年3月に行われた条例改正は町営住宅にかかわる管理運営にかかわる条例であります。国の通達は改良住宅も含むということで改正を求めているわけですが、この点での改良住宅にかかわる訴えについてどういう取り組みをされていたのか、お尋ねをするものです。改良住宅と公営住宅の趣旨が全く異なるわけですが、町が管理運営に責任を負う性格では責任は逃れられないと思っておりますし、訴えに基づいてどんな手続を始めたのかについてお尋ねをいたします。

○山田議長 人権課課長。

○中山人権課長 町営住宅という立場で今現在ご質問いただきました件で、個別の案件の協議ということで、この件に関しましては直接公営住宅というものではありませんけれども、行っております。必要時に本町勤務のセキュリティアドバイザーを含めましての協議を行うとともに、彦根警察署の方にも直接担当は刑事2課ということになってございますけれども、そちらの方とも今、西澤議員の方も調整に入っていたいただいた内容かと思っておりますけれども、

その部分につきましては出向きまして協議を行っているところでございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 これは、もともと改良住宅の第1条、趣旨が書かれています。改良住宅の設置をされた意味が書かれているわけですが、この第1条に当てはまらない入居者を勧めた根拠に疑いが持たれています。説明をする必要があります。入居申請は男性で、次にその同居者の女性にかわり、女性が転居した後はその子どもが継承するとして、その子どもの父親に継承が生まれるとして現在はその男性の入居契約となっていると聞きますが、間違いはないかどうか。そして、この点について問題点をどう掌握し、どう認識しているのかについてお尋ねします。

○山田議長 人権課課長。

○中山人権課長 今回の件につきましては、ちょっと個別の案件でございますけれども、私どもの方は掌握しておりますので、今、西澤議員が言われました入居者の関係の所有権の移転、流れにつきましてはおっしゃられたとおりかと思えます。もちろんこの判断等につきましては、うちの今ほど言われました改良住宅の条例1条に趣旨も書かれております。ただ、それ以外で網羅できない部分につきましては改良住宅法、また指導機関、県、それと法律的な見解が必要な場合には法的相談というようなことをふまえて進めております。事務的担当者の方で即返事ができないという部分でちょっと時間をいただきましてこのような整理になったという状況でございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そもそもの発端は、第1条に当てはまらない入居者、入居申請、私の言ったことを認められましたが、入居申請者が男性であり、第1条に該当しない方だったということで私は思っております。そこで、公営住宅法、それは第1条に当てはまらない人を入居させても構わないとしている法的根拠の説明を願いたいんです。

○山田議長 人権課課長。

○中山人権課長 今ほどのご質問でございますけれども、改良住宅につきましては、今ほどお話のありましたように甲良町の場合環境整備が疎外されている地区ということで同和対策事業ということで事業整備をいたしまして、それで住宅を失われた方に対して住宅を提供するというところで、その事業対象者に入居していただくという趣旨で改良住宅の建設、また条例整理がなされております。これは、事業推進にあたっての当初の改良住宅の当然決め事でございます。

ただ、この中で、その改良住宅の継承者が無になった場合、関係者が全部亡くなられる、また、その権利を放棄されるという場合につきましては、住

宅地区改良法という法律の方にその定めが書いてございますけれども、改良住宅の管理を処分という項目の中で、改良住宅法29条を再度運用を明らかにするために、またその関連の改良住宅管理要領というものが定められております。その中での定めということで公募入居が記載されているものでございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 次の方に進んでおられますので、そちらの方の質問に進んでいきますが、甲良町の改良住宅の設置および管理に関する条例の第1条で、公募ができるというのが29条ですか、改良住宅法で書かれていると説明がありました。間違いがあったら言ってください。そういう点で、こういう不正常な入居になった後、問題が起きているという状況です。ですから、国交省の通達で、さっきも言いましたように改良住宅を含むとして条例の改正を求めているわけですが、それが1つ目の理由でありまして、2つ目の理由は、町自身が公営住宅に準じて公募しているわけですから、町が管理運営する施設に暴力団排除、これは条例改正そのものは直接には町営住宅の管理運営に関する条例が改正をされましたが、公営住宅についてもこういうトラブルが起きたときの排除方法、ないしは解決の基準、これをどこに求めて今取り組んでおられるか、認識を示しておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

○山田議長 人権課課長。

○中山人権課長 ちょっと後ほどのご質問とも関連してきている部分かと思いますが、明らかに条例につきましても、法律につきましても別のものではございます。ただ、西澤議員の方からご質問がありましたように、町の管理している管理住宅ということには間違いはございません。それと、大きな立場で考えますと、公営住宅の中に改良住宅があるという考え方も文面化されている部分も確かにございます。したがって、今回の場合、条例につきましてもは改良住宅の条例が生きているということでの指導は伺っておりますけれども、実際の運用に係りましては警察また県・国との議論する中でも公営住宅の暴力団排除のいろんな警察、また住宅課からの指導要綱なんかも出ております。その要綱の中の文面を指導いただきながら、その対応に沿って進めていくというスタンスで考えております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 改良住宅と公営住宅が厳密に区別をしているところは先ほども第1条のところでありました。対象となる方の住宅を確保する第1条に定められているとおりであります。ですから、16条で住宅の明け渡し請求が明らかに違うんです。16条で明け渡し請求を以下の場合できるというように5つ書かれています。一方、町営住宅の管理に関して、住宅の明け渡し請求

は42条に7項にわたって書かれています。この点で食い違う、趣旨が違うわけですから意味も違います。つまり、改良住宅の設置そのものは、もともと住んでおられた方が立ち退き等、同和対策事業で立ち退きを余儀なくされた方に補償する制度ですから、その方が資格があるかないかを問わないわけですから、こういう16条と、それから町営住宅の42条の違いがあるわけですから、そここのところは区分けしながらも、公募をしたからには公営住宅というような扱いになって、条例そのものはありませんが、暴力団の排除の規定を適用して公序良識を守る、そして、町民の安全を確保する町の仕事として位置づけて取り組む必要があるのではないかということをお願いいたします。

○山田議長 人権課課長。

○中山人権課長 今の見解につきましては、基本的にはその方向で進めています。これは、平成19年12月13日ということで住宅課の方から出ておる文面の中での条項を運用した中で協議を進めたいという考え方でございます。ただ、詳細につきましては対象条例等につきましては、あくまで公営住宅の方の条例が生きるという部分もございまして、協議の中ではこの中の運用、これは公営住宅の関連で記載されたものでございまして、それと同等という考え方の中で協議は進めているところでございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、再度重なるかもしれませんが、改良住宅の公募を募集、公に募集する文章が、町営住宅のあきが出たときと、それから改良住宅の1戸についての公募がされています。日は資料を今持ち合わせませんので特定できないですが、改良住宅の公募が適法的に行われたのかという点で疑問が当初から持たれています。1戸だけ、そして公募は1人だけの公募だったというように伺っておりますが、この点でも公営住宅の公募が適法的に行われたかという点ではどうなんでしょうか。

○山田議長 人権課課長。

○中山人権課長 今ほどのご質問ですけれども、改良住宅の公募に関しましては、甲良町の場合現在まで、平成19年に1件あります。この件につきましては、私どももご指摘もいただいた中で確認もさせていただいて適法的に行われたと認識しております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、ここの最後であります、町長にぜひともこのトラブルの解決のためにどういう役割とどういう措置が必要なのかという点で、ぜひとも尽力願いたいです。解決の方向が見出せて、今年で、今で2年になるわけですから、2年を超えてきます。19年の公募に入っておられた男性であり

ますが、先ほど言いました経緯があって女性にかわり、そして、女性が子どもを残して退居され、そして現在は男性の入居契約になっているわけです。

それで、平成19年に起きた状況でありまして、山崎前町長の時代に起きた問題であって、このトラブルが起きたときも山崎町長のときでありました。そういうところから見れば山崎町長の前町政時代のときであります。前向きに、また、それは町民が安心できる方向で改善を、解決をしていく必要があるわけですが、この取り組みのどういう方向であれば解決に向かえるのか。解決をしていく必要は感じていると思いますし、努力を私も同席をさせてもらって話し合っている最中にはありますが、この点での今までの経過で改善の方向、取り組みの認識などについてお尋ねしたいと思います。

○山田議長 北川町長。

○北川町長 非常に私も昨年の11月10日に就任をさせていただいて、この実情をある程度詳しく話を聞かせていただく中で実態がわかってきたのは今年に入ってからというようなことで、19年に前任者が改良住宅に一般公募で募集をしたというようなところ辺から、本来は改良住宅については先ほど西澤議員がおっしゃっておられるように、うちの人権課長も言いましたように、同対事業で立ち退きをやむなくされた人たちが実質的に困る。そういう人たちのために優先的につくられた制度だというようなことも伺っておりましたので、そういう意味では果たして一般公募がよかったのかなというのと、これは私にとっては大変な間違いでなかったかなというような思いもしております。

結果として入居が、公募者が1人しかいなかったというようなことで、その当時、公募された方が暴力団に関係するというようなお話も伺った経緯もございまして。そういう中で、今年の3月議会で公営住宅に暴力団排除の条例というようなことを決定がされた中で、どうして排除してくれへんというような近隣の居住者からの苦情も出ていることは確かでありますし、今までにも草刈りやらしている中でトラブルが起こったというようなことも伺っております。そういうことの中で安心して生活ができる、そういう環境をつくっていただきたいという近隣の方々の強い要望もあったことは事実でありまして、私たちもそれに対してどう対応したらええのか、非常に苦慮しておったというのが実態であります。その中で今現在居住者の奥さんが離婚されて、その人が名義の分をお子さんに、その子がそこで住むということで、その実の実父が子どもの保護をするというような形で今現在いておられるわけですから、そのことの経緯が果たしてええのかということになると、これも何かとってつけたような形で来ているというような思いは私もしているんですね、わざとに。

ただ、警察の方にもいろいろ伺っているんですが、現在、その方が暴力団に所属しているかどうかというようなところ辺をもう一つはつきり把握ができていない。例えば、どこかの組に入っているというようなことがはつきり判明すればそういう部分からも退居をしていただくというようなこともできるのかなというような思いもするんですが、そこらももう一つしっかりつかめていないし、セキュリティアドバイザーの方も、そこら辺のいろいろとお聞きしても、本人はやめているというような言い方をしているし、そこら辺の証明がなかなか警察の方でもできていない、つかめないというようなことも聞いております。そういう中で、例えばほかの改良住宅で、要するに住宅は要らないというような人がおったら、そういう人だけのあいた分で何か交換とかいろんなことができないかなというようなことで、現在住まれている方で別のところに住んでおられる方にもわざわざ行っていただいて、人権課の方でお話をさせていただいたんですが、一応権利を主張されておられてなかなかその部分もままにならんというか、空き家ができてこないというような状況であります。

したがって、とにかく今後はその人たちが果たして妥当性があるのかないのかということら辺をしっかりともう一度踏み込んで調べて、そこら辺に妥当性があればどの方法がいいのか。なければどう退居してもらうのか、そういう部分をきっちりとこれから精査していく必要があるのかなと。もう少し時間をいただきたいと、このような思いをしています。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 ただいま町長の方から公募そのものが間違っていたのではないかと、間違いは遅きに足らずと。遅くなっても正していくことは幾ら遅くなっても正していくことができる。こういう立場も1つあります。そして、暴力団、社会的犯罪の組織暴力団の認定がされれば、こういう前向きな動きにもつながっていくということで、ぜひとも引き続いて、これは2年を超えるトラブルが起きていますので、続いていますので、当事者、本当に心身ともに疲れておられます。そういう点でも展望を見出して、第1条にあります、この権利者の方であります。その権利を、同対事業の権利を保障するという立場からも、また町内の安心・安全で町民が暮らせるという立場からもぜひ解決に向かって取り組んでいただきたいですし、私もその努力をしていきたいというように思います。

次に、3番目の質問に移っていきます。

浜野工務店の建設業法違反事件の真相と背景の核心は何かという問題であります。開会の冒頭で、この当時の入札審査会の今残っておられる職員の方が訓告、文書訓告の処分を受けるという事件になってまいりました。行政の

側の非を認めたという点は、私は潔いと思いますが、逆に言えば、まだまだ真相が明らかになっていない中で何が問題なのか、なぜそういうことが起きたのかという点で論議をしていきたいと思います。

1つ目に、建設業法であります、これは野瀬主監が書いた文書が2回、3回にわたって議会に出されてまいりました。直接には企画監理課に提出された野瀬主監の書面の質問状なり、要請書なり、どういう意味が、何が目的であるかがわからない質問状であります、施主も守る必要があるというくだりがございます。こういう点で全く履き違えた展開になっていきますので、改めてお尋ねしますが、建設業者が守るべき法律であるかどうか。つまり建設業法については誰を対象にして、誰が守るべき法律なのか、明らかにしていきたいと思います。

○山田議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 建設業が守るべき法律であることを明確にする必要があるのではということで、今ほど西澤議員が言われるように何をということですけれど、建設業法の第1条の目的におきましては、この法律は建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とするということが書かれておまして、建設業を営む者は建設業法第3条の許可を得て営業されており、建設業者が守るべき法律と思っております。

町としての取り組みといたしましては、入札執行前に参加業者に対して本町の入札および工事施工に際して建設業法および町より毎年5月1日に配布しております文書内容を遵守願いますということをお願いし、入札を執行しているところでございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 法の目的は非常に明解であります。ところが、濱野議員が議員辞職勧告決議の弁明の時点で長々と話をされました。そのときには行政の責任を強調されました。しかも、その後、建設業法違反の処分を受けて、処分の取り消しをされているのか、それとも処分の軽減を何回か訴えられているというように聞いています。私が直接聞いていますのは議会でもあります。辞職勧告決議のときの濱野議員の弁明であります。自分に課せられた、株式会社浜野工務店の実質的な経営者、そして元代表であります。その方がこの建設業法の違反について行政に責任があったということで展開をされていますが、もちろん当時の主監クラスの方が処分を受けたことが、12月1日処分されて、今日わかりましたですけども。

企画監理課長にお尋ねしますが、浜野工務店が、ないしは関連をする濱野

圭市議員が展開をされている行政に責任があったということは間違いだったと、間違いですよという周知徹底、それから申し渡しといたしますか、しっかりとしたそういう認識では困りますという文書なり、文書で示す必要があると私は思いますが、そういうお伝えを浜野工務店にされていますか。

○山田議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 初めの方で半年間、県の方でもされておりますし甲良町の方でも6カ月というようなことでされており、その後、このことについて話はありましたけれど、現状甲良町としても変更はせず6カ月の入札停止をそのまま行っております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 続けて質問しますが、この点について法に基づいて取り消しを求める申請書ないしは処分の取り消しを求める訴訟、法律上の手続、異議申し立て等がされているかどうか、後でお答えください。

この行政に責任があるという主張に関して、濱野氏が忘れておられるのは、前任者の野瀬元総務主監の責任を問わねばなりません。証言でも明らかになり、さらに公判の中でも野瀬主監自身が答えています。野瀬主監そのものが当時の審査会にランクアップの提案をしたことを認めて、そして、そのことが十分な論議がされないまま認定をされ、制度になったわけですから、その点では元野瀬総務主監の責任を除外して語るができないというように思っていますので、2つ続けてお願いします。

○山田議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 異議申し立てにつきましたはありました。それと、ランクアップについて前野瀬建設入札審査会の会長という立場につきましたは、今後、今回調査報告書が出されましたので、これをじっくり読ませていただき、今日までの入札に関連する新たな調査事項に対する改善、そういうものをふまえながら点検を行って、公正で透明な入札について今後取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 この問題については、議会広報を読ませてもらいますと、職員が認め、当然責任はある。内部協議の上対応すると。これは町長の答弁として書かれています。そして、その見出しには建設業法違反、行政側も非を認めると書かれています。そもそもそのような条例や規則、ルールに照らしてどんな違反をしたと認めたのか、今日発表がありました、極めて私はいまいだというように思っています。さらに重要なのは、濱野議員や金澤議員が行政側の非を認めよと主張するのであれば、背景こそ問題にしなければならないことでもあります。下請発注の割合が高い浜野工務店が1億5,000

万を超える工事の受注は法律上できないぐらいは十分承知していたと見られます。公判の証言では、見逃したとか、抜かっていたとか言っていますが、浜野工務店を指名選定するときは既に落札することが決められていたと十分考えられますし、だからこそその空気を感じて異論が唱えられなかった。このことこそ問題であります。ルールと法に基づいた判断が妨げられて、ここに建設業法違反の核心が私はあると背景に思います。野瀬元主監以外の審査会のメンバーが問題あり、だめだと言えなかったことは歪みの実態として放置はできません。

しかし、処罰の対象かどうか、この点は疑問が残りますし、官製談合の構図こそ私は断罪されなければなりませんし、その処分の教訓を活かすとするれば、間違ったことは間違いで話し合える、そういう町職員の中の空気をつくっていく必要がありますし、北川町政にはそういう点で正しいことは正しいと言える状況をつくり合える職員集団であり、幹部集団であり、そのことがつくられる必要を切に私は感じています。

その点でも最後に北川町政として、前任者の逸脱が明確になってまいりました。今後、刑事や民事を含めて訴えが出されていく可能性は大きくなってまいります。そこをしっかりと見極めながら取り組んでいく必要がありますし、この点では前任者の逸脱の問題、刑事責任、民事上の損害賠償も含めて検討をする必要があると思いますが、当時の主監クラスの審査会のメンバーが処分を受けたそのものの原因をつくった1人であります。そういう点でも、今は退職しているから何ら対象にならないという法の限界がありますので、この点はどうか、最後に町長にお尋ねいたします。

○山田議長 北川町長。

○北川町長 今までの昨年までの入札審査会、野瀬元主監が審査会の会長としてリーダーシップをとって十数年間入札をしてきたというような中で、非常に長きにわたって審査会のリーダーとして頑張ってきた。その中にはそれに値する入札にかかわるいろんなルールについてもしっかりとそこら辺は知識が十分あって進められたのではないかなというような思いをしておったんですが、非常に残念なことに前回の入札において、ほかの今日処分を発表させていただいた4人の課長は、全く余りにも野瀬元主監に頼り過ぎて知識がないまま、これは恥ずかしい話ですが、建設業法についてもいろんなそういうルールがあるというようなことももう少し十分把握しておれば野瀬元主監にも注意を促し、進言をし、今の場合は建設業法においては、例えば4,500万以上の外注に皆委託するということは違反になるとか、あるいは、資本金が2,000万以上でなければあかんとか、そういう進言もできたのではないかなという部分では余りにも、先ほど言いましたように野瀬主監に頼り

過ぎていたというようなところがあったのではないか。そのことから野瀬主監は自分が主導ですべてを仕切っていたというようなことではないかな。そのことによって町民の皆さんにも随分と行政不信を招く結果が出てきたのではないか。そういうような思いをしております。

私は、今年の初めから野瀬君から退職届が出ていました。しかし、この問題もあるので退職は受理できないということで、私はずっとそれを引き延ばしておりました。しかし、最終的には本人が、私が非常に慰留をしておったのですが、その慰留を聞かずにやめるというような形で退職をされた。これは、私は本来はあと1年退職までに、定年まで残っているわけですから、その間にこういう問題を含めてしっかり彼の口からもいろんなことを聞かせてもらおうというような思いがあって慰留をしておったのですが、残念なことにそういう形で退職をされてしまった。じゃ、やめられた人は逃げ得かというようなことにもなるわけですから、そのことは私も許せないというような思いがあります。

ただ、百条委員会が3月に設置されて、5月6日から百条委員会が何回も開催をされました。そして今日、藤堂委員長から百条委員会の審査報告をされた結果を受けて、百条委員会では行政にすべてを最終的にはゆだねるような形で出ております。調査の結論はどのように決まっても、これは議会としての意思機関の決定である。しかし、行政はそれに対して調査の結果執行当局の責任の所在を明確にして結末をつけるべき事件の場合にはそれなりの責任追及、具体的なことを考えていかなければならないというように私自身も思っております。

したがって、今日は新聞社のインタビューにもそのことを申し上げさせていただいて、私なりに行政としては百条委員会の結果を受けてしっかりとその分は調査を司法にもゆだねるというような方向で弁護士さんとも相談をさせてもらう。そのことによってすべてが、皆さんがはっきりする方が、いつまでも尾を引っ張るようなことは私は困るというような思いで発言もさせていただきました。したがって、そのことによって司法の前でその分が、白黒がはっきりできてきたら、その結果、野瀬元総務主監についてもその結果を受けてどうできるのかというようなところ辺に踏み込んでいけるのではないかというような思いをしております。

以上です。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 法に基づいて一つ一つを整理をされていかれる町長、そして北川町政が前を進めば、議員も、そして町民も大きな応援を送っていくというように思います。

次に、税等の徴税体制の問題であります。具体的な事例から言われた方がわかりやすいので、こういう点をぜひ改善すべきだというように思いますので提起をいたします。

これは今から17年前、平成6年2月2日死亡をされた方の通知が10月15日、ある町民の方に届きました。そして滞納分が、当然課税の権限は5年間ですので5年分の請求額が書かれています。これは固定資産税です。これで、いわゆる納税者が死亡された場合の事後処理の手続についてどのように進めてきたのか。そして、その管理がされていない結果、こういう17年前の通知が今届く。そして、これでいきますと12年間はちゃらにされてしまう。つまり、この方は言われていましたが、私は得しましたと。12年間は払わなくても済んだと。しかし、町は困ったでしょうと。こんなルーズなことでもいいんですかというのが主題であります。

5年間は多分払いに来られたと思いますが、そういう点で、そもそもの死亡された後の税手続、納税義務者の変更などについてどんな手続をされて、その結果、こういう漏れが生じたのか、ご説明ください。

○山田議長 税務課長。

○建部税務課長 今年の4月から死亡者に対しての伺いを行ったことについて今のお問い合わせだと思います。固定資産税で言いますと、基本的には登記簿上の所有者が納税義務者となります。所有者が死亡された後名義の変更が行われない場合、その固定資産は民法第898条の規定により相続人全員による共有物として扱うことになっています。

でも、本町では今まで個人から申し出されている以外は世帯内の税は合算して世帯主へ請求していたため、既に所有者が死亡されている場合も便宜上名義はそのまま世帯主に通知しておりました。本年度から世帯主集合から個人徴収に改めましたことに伴い、所有者が登記上死亡の場合、納税義務者を法定相続人全員による共有物として賦課がえを順次行って通知していたところです。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 これはぜひ詳しく見ていただきたいと思いますが、今言われました世帯課税だったから漏れたというのは、これは誤りだと思います。固定資産税はあくまで登記名義人にかかってまいります。私の事例で言いますと、父親が死亡してすぐあなたをみなし相続とみなしますので支払いをしてくださという通知が来ました。こういう手続を集合課税であっても固定資産税の場合は誰が払う義務があるのかというのは非常に特定しています。このことが特定をされていなかった結果、みなし相続の手続、つまり誰が被相続人になろうが、まずは固定資産税の支払いはしてくださいという通知が届か

ねばなりません。こういう書類を送ることができていたのかどうかについてお尋ねします。

○山田議長 税務課長。

○建部税務課長 当初の死亡時のときのことはちょっとわかりませんが、その死亡された2、3年は納付があったように思います。調べたらありました。今現在も滞納整理とかで相続人と思われる方には話はしているのですが、相続上の問題というのか、ありまして、誰が代表者だということが決まっていないため滞納となっています。通知は一応相続人としてではないですが、一応以前払っていただいた方に毎年納税通知はしており、滞納整理というのか、お話もしております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 具体的事例で言いますと、死亡された方は明確であります。ですから、死亡届を出していますから抹消になります。そして、その方が所有をされている固定資産についての固定資産税の課税は、当然かわります。ですから、法定相続人が決まるまで課税ができないという仕組みには税法はなっていない。このことを明確にして、次の支払いをしていく義務のある方についてみなし相続の手続をして支払いの通知をしっかりと送るとというのが大事でありますので、この方向で改善が既にされていけばよろしいし、今後そのことが改善されるということであれば改善の取り組みがされたのか、それとも今後ということなのか、ご答弁願います。

○山田議長 税務課長。

○建部税務課長 今までは死亡者の滞納分については税務課として手法がはっきりわかりませんでした。昨年度から共同徴収チームでのノウハウを活かし、また、県にも教示願いながら死亡した登記名義人の出生から死亡までの戸籍調査による各相続人の把握や裁判所への相続放棄の有無等を紹介しながら調査を行っております。その調査によって各相続人が確定すれば法定遡及期間である5年の範囲で賦課がえをし、それぞれの相続人に通知をしてご理解をお願いしているところです。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 これはどこかに法務局や、それから県なりに問い合わせをしなければわからない問題ではなかったんです。そういう点では町内にそういう課税の基本的ルールを蓄積するところがなかったということのあらわれでもございます。県の徴収チームが来て一斉に滞納の整理が始まって明らかになったという点ですから、こういうことがないように、一つ一つの基本的なルールを進めていただきますよう要請しまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山田議長 西澤議員の一般質問が終わりました。
以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 5時48分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 壽 一

署 名 議 員 濱 野 圭 市

署 名 議 員 丸 山 恵 二